

計画書 1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

ア 応募団体の概要

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、グループ代表という）と株式会社サカタのタネ及びサカタのタネグリーンサービス株式会社（以下、2 者を「サカタのタネ」と総称する）の 3 者で構成するグループです。

グループ代表の公園管理のノウハウ、サカタのタネの花や芝生に関する高い技術の融合により、引き続き、花とみどりと水を基調とした相模原公園の魅力を高め、その価値を最大限に発揮していきます。



※「相模原公園の指定管理実績」削除

イ 総合的な運営方針、考え方

私たちは、県立相模原公園の管理運営を通じて、地域、企業、大学など市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産である公園の施設、みどり・生物などの自然環境、伝統文化等をしっかり次世代に引継いでいきたいと考えています。

そのために、これまで培ってきた地域や団体等との連携や管理実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズの高まり、インバウンド等観光振興、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。

また、「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などの SDGs の理念は、公園の管理運営と親和性が高いと考えられることからコミットを強めてまいります。さらに、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を念頭におき、以下に示す「運営方針、考え方」に基づき適切に管理運営を行うことで、相模原公園の持つポテンシャルを最大限引き出し、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上を図るとともに、公園を含む地域の持続可能な発展に貢献してまいります。

＜運営方針＞

安全、快適な利用空間の提供

県立都市公園は神奈川県の高宝な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

相模原公園では、花と緑の魅力的な景観を活かし、より質の高い安らぎや楽しさの提供を目指します。

より高い公益性の発揮

これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

効率的・効果的かつ持続可能な管理運営

常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を高宝な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

（２）公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園固有の価値や特性

本公園は、昭和54年に開園後、平成4年の全国都市緑化フェアにあわせ、大規模な再整備が行われました。園内には、豊かな樹林地と広大な芝生広場、菖蒲園やせせらぎの園などの水辺景観、メタセコイアの並木に囲まれ、花と芝生と噴水の庭園美が楽しめるフランス風庭園、温室とアトリウムの複合施設であるグリーンハウスなどがあり、「かながわの花の名所100選」にも選ばれている花やみどりを一年中楽しめる公園です。また、緑の相談所など緑化普及の情報発信基地としての機能も有した公園です。

周辺には、市立相模原麻溝公園や市立総合体育館など、多くの公的施設が立地し、県央地域の一大レクリエーションゾーンとして多くの県民や隣接する町田市等の都民に親しまれています。

イ これまでの取組と課題

（ア）これまでの取組

これまでの「花とみどりと水」の美しい景観づくりや年間を通じたイベント、緑化の普及啓発の取組により、多くの方々に来園いただいております。

■「花とみどりと水」の美しい景観づくり

「フランス風庭園」における花とみどりと水に彩られた庭園美をはじめ、園内花壇では季節に応じた四季折々の花を、「グリーンハウス」では熱帯の花々や室内緑化を楽しむなど、花とみどりと水の美しい景観づくりに力を注いでいます。

■年間を通じたイベント・緑化の普及啓発

春・秋のシーズンだけでなく、夏・冬の閑散期にも様々なイベントを開催し利用者に楽しんでいただくとともに、緑化普及活動にも積極的に取り組み、公園の良さやみどりの大切さがより多くの県民の皆様につながるよう努めています。

（イ）課題

■経年変化による施設老朽化、樹林地の成熟化・高木化への対応

平成4年の大規模な再整備以降約30年が経過し、施設の老朽化や樹林地の成熟化・高木化による倒木リスク等の増大、花壇への日照障害等が顕著化しており、これらへの対応が喫緊の課題です。

■多様化するニーズへの対応

人々のニーズが多様化する中、より多くの方にみどりや自然環境に関心を持っていたくためには、公園管理者からの働きかけだけでなく、県民・利用者とともに考え、また連携し、様々なニーズに沿った活動を広げていくことが重要です。

ウ 総合的な管理運営の方針

私たちは、これまで作り上げてきた「花とみどりと水」の美しい空間を最大限活用し、自然とのふれあいや人との交流、スポーツや文化活動などを通じて、人々の心が豊かになる体験をしていただくためのサポートを強化したいと考えています。

そのため、現在の管理運営方針である「花とみどりの豊かなパークライフ」を引き継ぎつつ発展させ、「花とみどりの豊かなパークライフ第2章～心に花を咲かせる～」を管理方針に掲げ、以下の3本柱に取り組むことで、神奈川県緑化推進や県民の皆様の心身の健康増進、魅力ある郷土づくりにつなげていきたいと考えています。

花とみどりの豊かなパークライフ 第2章 ～心に花を咲かせる～

県民の皆様の健康増進、心の豊かさ、みどり豊かな県土、魅力ある県土

①心の花壇づくり

～県民の「やってみたい」をサポートする取組を強化し、
県民や地域と協働した公園づくりに積極的に取り組みます～

②魅力ある景観づくり

～各ゾーンの特性を活かして花と緑と水で彩ります～

③緑の情報発信

～ニーズの多様化に沿った都市緑化の拠点づくりを進めます～

これまでの
取組

■魅力ある景観づくり

洋風庭園ほか各所花壇の魅力向上、しょうぶ園の改善、グリーンハウスの修景、芝生・樹林管理品質の向上等

■人々の交流、緑の情報発信、緑化普及

地域連携による公園まつりの開催、グリーンアーカイブスの運営、園芸教室・自然観察会などの開催等

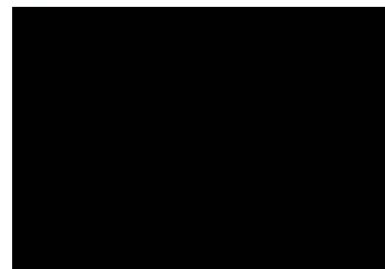
「心に花が咲く」とは

公園の花とみどりの中で、利用者一人ひとりが自然を身近に感じ、体を動かすことに気持ち良さを感じ、人との出会いや交流により温かい気持ちになる、自己実現により充実を感じていただける、それらを実感された時の気持ちを「心にも花が咲いた」と表現しています。

(ア) 心の花壇づくり

～県民の「やってみたい」をサポートする取組を強化し、県民や地域と協働した公園づくりに積極的に取り組みます～

公園を訪れた人々の心に花が咲き、多くの花が集まって、心の花壇ができるよう、新規プログラムの開催、子育て支援の充実、多様なメディアを活用した広報を展開するほか、県民自らが主体的にプログラムの企画・運営に携われる仕組みづくりや、県民や地域と協働した公園づくりに積極的に取り組みます。



寄せ植えコンテスト

- ・ 県民の「やってみたい」をサポートする新たな体制（フレンズ制度）を構築
- ・ 参加型プログラムの充実や地域との連携・協働による維持管理やイベント開催等により、多様化するニーズに沿った管理運営を行うとともに、公園が地域の人々の交流の場となるなど、地域コミュニティを活性化
- ・ 年間を通じた園内全体の利用活性化
- ・ より多くの方に公園の魅力を知っていただけるよう、SNSやフィルムコミッション等、多様なメディアを活用した効果的な広報を展開
- ・ 子育て支援の充実等、誰もが安全・安心に公園を利用し、活動できる環境を整備

（イ）魅力ある景観づくり

～各ゾーンの特性を活かして「花とみどりと水」で彩ります～

相模原公園は、噴水を中心とした洋風庭園ゾーン、広大な芝生のある広場ゾーン、みどり豊かな樹林地ゾーン、菖蒲で有名な水無月園ゾーン、親水(せせらぎの園)ゾーンなど、様々な特徴を持つゾーンで構成されています。開園や再整備から長期間が経過していることに伴う、樹林の高木化・成熟化による倒木リスクの増大等の諸課題にも適切に対応しながら、各ゾーンの特徴を生かした花とみどりと水の魅力ある景観づくりに取り組みます。



洋風庭園ゾーン

- ・ 一年中花を楽しめる公園として、各ゾーンの特性に応じた魅力的な花修景を創出
- ・ 重要な景観要素のひとつである芝生は、頻繁な芝刈りなどにより質の高い管理を実施
- ・ 温室では、植物展示の固定化を改善するため、一部植え替え可能な展示形態にするなどの工夫により、年間を通じて変化を持たせる管理を実施
- ・ 樹木管理は、高木化・成熟化を考慮して、安全の確保を最優先に、計画的な剪定や除伐等により樹林地の健全な育成、生態系の保全と快適な利用環境を確保。これらの取組は、樹林に関する専門家で構成される樹木委員会と連携し、津久井治水センターと調整を図りながら実施
- ・ による噴水や流れ等の施設のこまめな保守点検や親水ゾーンにおける水辺の生き物環境に配慮した植物管理等により美しい水景観を提供

（ウ）緑の情報発信

～ニーズの多様化に沿った都市緑化の拠点づくりを進めます～

都市緑化フェアの理念を継承し、都市緑化植物園として緑への関心を高めるとともに、緑の人材育成に向け、初心者からプロまで多様なニーズに沿った緑の普及啓発等の取組を進めます。



緑化研修会の様子

- ・みどりに関する多様な講座の開催により、緑の普及啓発と人材育成を推進
- ・グリーンハウス内に緑化相談、緑に関する図書コーナーを設置し、気軽に緑について学べる環境を整備
- ・公園、緑、自然に関する資料や図書等の収集を行うグリーンアーカイブスを継続・充実し、後世に県土の公園や緑の歴史・記録を継承
- ・公園内に緑の相談コーナーを設置するだけでなく、メールや電話による相談にも対応するほか、園芸教室の Youtube による動画配信を行うなど、チャンネルを多様化し、より多くの方にアプローチ

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

■平等な利用の確保

公園は、子供から高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されます。関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者としての責務に基づいて平等な利用を確保します。

- ・利用ルールの徹底（犬の立ち入り制限エリアの設定と運用、ドッグラン利用方法等）
- ・全ての人に安全で快適な利用環境を提供できるユニバーサルデザインへの対応
- ・より多くの人に利用していただくための情報発信

■利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

地域との連携による公園づくりを進めるとともに、利用者や地域の人々の声を真摯に受け止め対話も含めた双方向コミュニケーションを用い、より良い公園にしていきます。

- ・公園モニターや利用者アンケート等の実施と業務改善への反映
- ・本公園と周辺の公共施設などで構成する [] や本公園の大規模イベント等に参加する団体からなる [] 等の意見を採り入れた魅力ある公園づくり

■環境に配慮した管理運営

本公園は、みどりの濃い相模野の面影を残す都市の貴重な緑地空間です。生物多様性保全の場として、また、県民が自然の多様性に触れ、環境配慮の重要性を学ぶ場としてふさわしい管理を行います。

- ・ [] 意見に基づく樹林地管理基本計画の策定による樹林地の健全育成
- ・首都圏における生物多様性保全の場として、身近に自然と触れあえる場を提供するため、生物の生息・生育地に配慮した管理運営
- ・独自の「環境マネジメントシステム」による総合的な環境マネジメントの推進
- ・伐採樹木のチップ化などによる発生材の更なる有効活用
- ・周辺の住環境に配慮して、地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取組の継続
- ・再生可能エネルギーを活用した電力や電気自動車の積極的活用

【計画書1】令和7年度事業内容

1. 指定管理者全般を通じた団体の総合的な運営方針

「安全、快適な利用空間の提供」「より高い公益性の発揮」「効率的・効果的かつ持続可能な管理運営」に記載のとおり実施します

2. 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営

総合的な管理運営の方針「花とみどりの豊かなパークライフ第2章～心に花を咲かせる～」とし、神奈川県緑化推進や県民の皆様の心身の健康増進、魅力ある郷土づくりに繋がる取組みを実施します

①心の花壇づくり

- ・「co-en フレンズ（フレンズ制度）」により、県民の「やってみたい」をサポートします。
- ・[]と協働で落葉を活用したイベントプログラムを開催し、地域コミュニティの活性に努めます。
- ・グリーンハウス内「かながわ木's コーナー」の運営のほか、子供向けイベントプログラムを実施するなど子育て支援を充実し、安全・安心に公園を利用し活動できる環境づくりを行います。
- ・年間を通じた園内全体の利用活性化として、団体等の利用調整のほか相模原市が推進する「まちのコイン 'すもー」を活用した体験イベントを行います。
- ・その他、記載の内容で実施します

②魅力ある景観づくり

- ・春の花修景は参加型で魅力ある景観を維持します
- ・高木管理は、安全確保を最優先とし、健全な樹林地育成について、引続き[]と連携し津久井治水センターと調整しながら実施します。
- ・樹林地管理について、[]との連携事業について引続き調整します。
- ・その他、記載の内容で実施します

③緑の情報発信

- ・ニーズの多様化に沿った都市緑化の拠点づくりを進めるなど、記載の内容で実施します。
- ・地域と連携した「緑の講座・緑の体験」（園芸教室）の拡充に努めるとともに、聴覚障害のある方も講座に参加できる仕組みづくりに取組みます。
- ・県が推進する「2027年国際園芸博覧会 PR イベント」に協力します。またサカタのタネの技術力を活かし、同博覧会の会場を彩る花壇材の試用やポタジェ花壇を試行し、取組を周知することによる博覧会のPRに努めます。
- ・引続き、グリーンハウスを活用して緑の普及啓発に努めます

3. 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営

- ・平等な利用の確保、利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進、環境に配慮した管理運営について記載の内容で取組みます

計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

■直営を基本に専門技術を要する管理業務等を委託

常に安全で快適な施設を維持するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であるため、できるだけ直営で、きめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。

一方、法令等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、委託します。

直営作業にかかる人件費は付属書類「ア 収支計画書」の「人件費」に計上しています。

■地元造園業のプロ集団である[]との包括協定に基づく委託

植物管理のうち高所作業等専門的な技術が必要となる樹木管理や緊急時対応等について、[]と包括協定を締結し、計画的に業務委託することにより、効率的で質の高い植物管理を行うとともに、緊急時の迅速な対応を図り、併せて、地域経済活性化へ貢献します。

■高齢者や障がい者の就労支援の観点からの委託

繁忙期等には、業務の効率性の観点から管理業務の補助的作業を委託します。その際は、高齢者の就労促進の観点から、シルバー人材センターなどを活用します。また繁忙期以外にも日常業務の中で、障がい者が実施可能な業務は、できるかぎり障がい者就労施設に委託し、就労支援を図ります。

具体的な委託業務内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由	発注先例
植物管理	高木管理	枝下し・枯損木処理等	樹勢悪化木、支障枝除去	高所作業で危険が伴うため	[]
	中低木管理	刈込物・生垣手入れ	はみ出し枝や徒長枝の刈込など	品質確保のため	[]
	芝生管理	エアレーション作業等	芝生地のエアレーション・施肥・目土かけ	特殊機器を使用するため	専門業者
	特殊管理	昌蒲園管理	昌蒲田土壌改良と株分け	専用機械使用し、専門的技術を要するため	[]
	花壇管理	花壇等全般	植付け・除草	障がい者就労支援のため	社会福祉法人
施設管理	法定点検 定期点検	遊具・建築設備・電気工作物・消防設備・遊具等	建築基準法、電気事業法による点検や遊具指針などによる点検	法律の定めに基づき実施	専門業者
	警備業務	夜間有人警備・機械警備	管理事務所夜間有人警備、園内巡回警備、クリーンハウス機械警備	免許・専門的技術を要するため	専門業者
清掃管理	設備清掃	建物・池等清掃、点検	建物等清掃	専門的技術を要するため	専門業者
	設備清掃 トイレ清掃	建物日常清掃 トイレ定期清掃	水洗い、拭き清掃等	高齢者の就労支援に資するため	[]
	ゴミ処理	粗大ゴミ・産業廃棄物	ゴミ・残材搬出	免許が必要な専門業者	専門業者

(2) 委託先の選定方法

ア グループ代表が発注する業務

委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することを条件とし、品質を確保するとともに、競争性・透明性・公平性の確保の観点から、公募型競争入札を基本とします。なお、専門性の高い一部業務を除く全ての業務について、地元を優先する地域要件を設定します。

また、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、幅広く応募できるように、募集内容を協会 Web ページや公園内、専門新聞紙面等に掲載・掲示し広く公表します。

イ サカタのタネが発注する業務

へ委託をすることで、質の高い緑花空間の維持管理を目指します。

また、花苗の委託に関しても、長年サカタのタネ品種を多数生産している地元農家の方々[]に生産委託することで、高品質な花苗の確保を実現しています。

ウ 共通

暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

(3) 県内（地域）企業への委託の考え方

■ 地域企業への積極的な発注

- ・ 地域の企業はその地域に精通しており、迅速かつきめ細かい対応が可能であり、地域経済への貢献や地域連携の観点からも、県内企業へ委託しており、本公園では委託業務の8割以上を相模原市内の企業を中心とする県内企業へ発注

(令和元年度相模原公園での実績)

相模原市内：52件／県内27件／市内含む県内企業発注率84%（全体93件）

- ・ 今後も地域雇用の確保などの観点から、[]、[]、[]、非営利活動団体等の活用を図るとともに、県内（地域）の中小企業等（「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第2条に定める者又は準ずる者）の力を活用

■ 地産地消や障がい者就労支援の観点からの取組

< 地産地消 >

- ・ 地域の花苗生産者からの仕入れ実施、障がい者就労施設等の生産物の販売所として公園を提供するなど、地産地消への取組の実施

< 障がい者就労支援の取組 >

- ・ グループ代表が毎年度定める「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、前述の障害者就労施設への委託に加え、地域の障害者就労施設等からの物品の調達を推進し、障害者の自立支援を引続き実施

【公園協会全体実績（令和5年度調達目標9,500千円、実績10,206千円）】（委託+物品調達）

（令和元年度相模原公園実績：2,358千円）

[]（産業廃棄物処理）、[]（花壇植栽委託）、

[]（植物維持管理業務委託、菓子類の販売場の提供）

【計画書2】令和7年度事業内容

記載の内容で実施します。

計画書3「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

ア 本公園の特性と維持管理における課題

本公園は、年間を通じて花とみどりが溢れる美しい空間の中で、県民の皆様がゆったりと過ごせる公園です。一方、平成4年の大規模な再整備以降約30年が経過し、次のような課題が生じています。

樹林地の高木化：開園や再整備から長期間が経過し、樹林の成熟化・高木化による倒木リスクの増大や林床の日照阻害等が生じているため、樹林地の健全な育成と安全・快適な利用環境の確保、いきものの生息環境の保全等がより重要となっています。

日照阻害による花壇への影響：メタセコイア等が高木化し、落枝・倒木のリスクが高まるだけでなく、樹木周辺の花壇の日照阻害も生じており、対応が求められています。

施設の老朽化：園内の建物や施設の老朽化が進んでいるため、安全で快適な利用環境の保持、施設の長寿命化への取組が求められています。

イ 特性や課題を踏まえた維持管理の考え方と重点的取組

公園の中で、自然とのふれあいや人との交流、スポーツや文化活動などを通じて、心が豊かになる体験をしていただくことを「心に花が咲く」と捉え、こうした体験をサポートしていくことを管理運営方針の柱としています。本グループの技術力やノウハウを結集し、専門家や地域団体と連携しながら、人々の活動の基盤となる公園の安全安心と、花とみどりと水の美しい空間をつくり・守る維持管理に取り組みます。



フランス風庭園を囲むメタセコイア並木と周辺樹林地

計画的な維持管理による樹林地の保全・育成：利用と保全のバランスに配慮した計画的な管理を進め、樹林地の安全確保及び保全・育成を図ります。高木化したメタセコイアは、安全や景観に配慮しながら、等々の専門家の意見を踏まえた適切な枝処理により庭園の日照条件を改善します。

サカタのタネの技術を活かした花壇、芝生管理：フランス風庭園では季節の花や美しい芝生による修景、グリーンハウスでの展示植物の入れ替え等により、一年中花とみどりの魅力にあふれる公園にします。日照の悪い花壇では、耐陰性に優れた花種の選定や植栽場所の工夫などをします。

による長寿命化を図る施設管理：グループ代表の職員で構成するを引き続き配置し、経験に裏打ちされた、きめ細かな保守点検により、事故・故障等の未然防止と長寿命化を図ります。

多様なパートナーシップによる維持管理：専門家、地域団体、教育機関、福祉団体等と連携を図ることで、維持管理の品質の向上を図るだけでなく、地域との交流促進、緑化の普及啓発等付加価値の高い活動として展開します。

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

ア 施設保守点検業務

適切な保守点検作業を行い、安全を確保するとともに、施設の長寿命化を進め、費用対効果の向上を図っていきます。

日常点検：異常が生じやすい箇所等を熟知したによるきめ細かな点検を実施するほか、慣れ防止のため、定期的にその他の職員も点検を実施

なお、グリーンハウスのボイラーは大型で複雑な設備であり、

点検を実施

専門点検：噴水設備やグリーンハウスの空調設備等に関する点検は専門業者に委託し、点検を実施（主な点検箇所）

樹林遊具：枯損木や枯枝発生個所の重点的な点検、蜂等危険生物有無の確認
具：国指針に基づき、毎日の巡視に合わせた安全点検と、月1回の打診等による点検、年1回の専門業者による定期点検を実施
親水ゾーン：鋭利物の除去や転倒危険個所の点検
グリーンハウス：温室ガラスの目視点検、専門職員による定期設備点検
噴水、流れ：目視による水位確認、ポンプ機器の点検
管理事務所：太陽光発電器具類の定期点検
園路・広場：不陸や腐食等異常個所の点検、専門職員による噴水の定期点検

全園一斉施設点検パトロール：グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い(年1回)、その結果を公園職員と共有し、改善策をともに考え、実行します。

イ 計画的な修繕 点検と連動した速やかな対応

点検により異常個所を発見した場合には、小破修繕や立入禁止措置、仮復旧等を迅速に実施し、安全を確保します。修繕結果は公園管理データベースシステムに履歴として蓄積し、以後の維持管理へ反映することで、異常個所の早期発見と計画的・効率的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

実績 [] による老朽化施設のきめ細かな保守点検

修繕履歴等を踏まえ、[] が以下に例示するような方法により保守点検を確実に実施し、円滑な運転及び故障等の未然防止と長寿命化を図っています。

グリーンハウス

[] 施設の不具合の発生は、[] にも波及するため、特に[] の優先度を高めるほか、施設の状況を適宜県とも共有し、協議しながら、適切な維持管理を行います。

噴水・流れ

[] 目視点検を実施します
 [] ポンプ機器の不具合がある場合は、[] を行います。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

ア 清掃業務 いつでも気持ち良く利用できる公園環境づくり

トイレ等の施設の清潔さは、利用者満足度に直結するため、こまめに清掃を行うとともに、全職員が気づいたゴミは拾うなど、清潔感の保持に努めます。

- ・グリーンハウスのトイレは毎日、それ以外のトイレも管理基準以上の清掃を実施
 [] グリーンハウスも含め4回/週 []
- ・全職員による園内の日常的なゴミ拾いや清掃の徹底、清潔さと美観の保持
- ・噴水やグリーンハウス周辺等は、定期清掃のほか日常的に水面及び堆積ごみの除去

- ・夏場の子供利用が多い「せせらぎの園」地区のふれあいの水辺は安心して遊べる空間となるよう特にきめ細かな清掃を実施します。

イ 受付業務 おもてなしの心を持った対応と幅広いサービスの提供

利用者をおもてなしの心を持って迎え、相手の立場に立った親切・丁寧な受付・案内を行います。スタッフが常に最新の情報を共有し、みどりや園芸、その日の花の見どころ情報等、公園に関する情報発信・相談対応等の幅広いサービスを提供します。

県民の皆様が「公園で何かやってみたい」に対応するため、専用窓口及び専任の担当職員を配置するとともに、HP等で広く周知・明確化し、確実な実施を図ります。

ウ 警備業務 事故の芽を摘み、安心安全な公園空間の確保

日中は職員による巡回警備を実施し、声掛けや利用指導等を行い、未然に事故を防ぎます。夜間・年末年始は常駐の警備員を配置・巡回するとともに、緊急事態発生時には連絡体制に基づき、速やかに園長または副園長等が急行し、対応します。

施設汚損、利用者への迷惑行為等の有無の確認、利用指導等により、事故の未然防止に努めます。事故等発生時には職員による応急対応及び関係機関への迅速な連絡を行います。

（４）樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

本公園は、日照条件や花苗・植物の特性の理解が重要なフランス風庭園のある洋風庭園ゾーン、生態系への配慮が必要な樹林地ゾーン、広大な芝生広場のある広場ゾーン等、様々な特性を有する公園です。

各ゾーンの特性を十分に理解し、季節ごとに工夫を凝らした質の高い管理を行うことで、一年中花とみどりの魅力にあふれる公園にします。



ア 花とみどりと水の共演：洋風庭園ゾーン／グリーンハウスゾーン

グリーンハウスとフランス風庭園を一体としてとらえ、グリーンハウス前後の空間デザインに統一感を持たせます。冬季にも美しい洋芝と模様花壇、添景樹などによる様式美を強調した庭園を創り、来園者に景観などを楽しんでもらうとともに庭園文化を発信します。

（ア）庭園管理 景観づくりのポイントと親しまれる庭園への取組

■ 芝生や生け垣による縁どり、模様花壇による様式美の強調

- ・縁取り効果を強調するための噴水を囲む低生垣の重点列込
- ・模様花壇、立体花壇等によるメリハリと様式美を強調
- ・新品種の積極的導入や高品質な花苗等の利用による魅力的な花修景と話題性の演出
- ・年中見頃となるように、季節に適した計画的な植栽と手入れ（年間作業を実施）



(イ) 樹林地管理 【拡充】 巨木化するメタセコイアへの対応

- ・ [redacted] 持続可能な管理のあり方を検討し、県津久井治水センターとも随時協議しながら、定期的な診断等を踏まえた管理を実施
- ・ [redacted]

実績

[redacted] 連携したこれまでの取組は、“じまんの樹（公園を代表する樹木）”の選定とマップづくり、[redacted]の作成、メタセコイア並木の状況把握、ナラ枯れ病樹木への処置等、多岐にわたっています。



樹林地作業の現地確認の様子

(ウ) 温室管理 【拡充】 専門家も交えた質の高い植物管理と展示植物の入れ替え等の工夫

熱帯植物の [redacted] を受けながら、温度管理や灌水等により、植物本来の生き生きとした姿を保持します。リピーター促進のため、展示植物の入れ替えなどの工夫により、年間を通じて変化を持たせる管理を行います。

温室の特性に合わせた日常管理：温室内の日当たりや利用者の視線等に合わせた剪定や刈込み／葉面散水による病虫害予防と植物の活性化／過密化させないための適切な間引きや衰弱種の入替え



葉面散水の様子

(⇒計画書4(2)ア熱帯温室の見どころづくりを参照)

イ 憩える美景観、生き物との共生：樹林地ゾーン(こもれびの径、紅葉の丘、その他外周林等)

生態系保全・景観形成に向けた計画的管理：樹林の成熟化・高木化が進行しているため、景観や生態系の保全のため、間伐や大枝の剪定も含め、樹林地管理を計画的に進めます。また、芝生広場周辺、園路沿いの落葉樹林地は、緑陰をいかした散策や休憩のためのスペースとして活用できるよう、林床の手入れなどを行います。

樹林地の安全確保：樹林地ゾーンをはじめ、園内全域で、日常点検と台風シーズン前の定期点検を行い、[]による診断を実施し、災害防止に努めます。

NPO と連携した樹木診断：[]と連携し、園内の樹木は必要に応じて[]樹木診断を行い、安全性の確保と樹木の保全・育成を図っています。また、同 NPO に所属する[]としても本公園は活用されています。

■こもれびの径

成熟化が進む「こもれびの径」周辺樹林地の利用と保全のバランスに配慮した維持管理を計画的に進めるため、樹木委員会による検討を重ね平成 30 年に計画を策定しました。

実績 こもれびの径エリア樹林地管理基本計画

計画 ・エリア内のゾーン分けと目標とする樹林地の設定 ・生物への配慮
概要 ・保存樹木の選定と保護 ・管理経費の削減



H30 年時点



目標とする樹林地イメージ（イラスト）



R2 年度現在の状況

■紅葉の丘

明るく、快適な林間散策ができる疎林への更新を図ります。具体的には、散策での利用や休憩ができる林床の下刈や間伐の実施、生き物の生息に配慮したきめ細かな林床管理、[]を実施します。

■その他外周林等

一部で樹木の過密化が見られるため、健全な樹木の維持・育成のための間伐等を実施します。具体的には、マテバシイ植栽地等の間伐等による過密植栽の是正、病虫害防除や枝下ろし等を実施します。

■ナラ枯れへの対応

・園内全域の被害状況調査を継続し、県津久井治水センター及び県央地域県政総合セン

ター森林保全課へ報告

- ・倒木の危険性のあるものについては、周辺の立入禁止措置を行うとともに県津久井治水センターと協議のうえ伐採処理を実施。未然防止として、 の設置

ウ 歓迎の気持ちを伝える：入口広場ゾーン／駐車場ゾーン

「ウエルカム！！」の気持ちが伝わるよう、花壇や花飾りによる演出をします。公園外周にも花を植栽し、沿道の通過者を公園に誘導するとともに、沿道にも花のある風景を創出します。

入口広場ゾーンでは、子供からお年寄りまで皆でつくる「ユニバーサル花壇」を増やし、協働による花壇づくりを拡充し、緑の普及啓発や地域社会の活性化に貢献します。

みんなの花壇：地域の方々との協働による花壇⇒計画書4(1)イ(ア)参照

管理棟周辺：ハンギングバスケットなどの多様な植栽技術による花の演出

南側入口広場：コンテナや花壇による入口らしい演出



管理棟周辺の
ハンギングバスケット

新規 来園者を迎える駐車場・公園外周の修景

駐車場：見通し等の安全性を確保しながら、駐車場にも花を植栽し、車で訪れる人を楽しませます。

公園外周：

外周部にも花壇を作り、来園者を出迎えるとともに、地域の景観づくりにも寄与します。



公園外周の花壇（試行場所）

エ シンボルフラワー“菖蒲”の継承：水無月園ゾーン

これまで蓄積したノウハウを活かし、高品質な管理を行うとともに、ハナショウブ以外にもウメやスイセンなど花期の異なる花を植栽し、四季の見どころを創出します。

- ・約2万株 118種のハナショウブを系統や気象条件に合わせた管理を行うことで、県内有数の名所として管理
- ・独自の管理計画を策定し、土壌づくりから株分け、開花まで、年間を通じた計画的な維持管理を実施



水無月園（ハナショウブ）

オ 花とみどりの伸びやかな空間：広場ゾーン

年間を通じて快適な利用ができるよう、頻繁な芝刈りなどにより良好な芝生広場を維持します。秋にはネモフィラの播種を行い、芝の養生期に花の見所を創出します。また広場内の樹木についても、樹勢観察や整枝剪定を行い、健全な樹木育成を図ります。

- ・ 大型機械を用いた管理基準以上 の芝刈り

- ・洋風庭園ゾーン同様に、
- ・フラワーオーバーシードによる春の花修景（ネモフィラ等の播種）
- ・広場内のクロマツ、サクラ等の樹木の樹勢観察や整枝剪定



ネモフィラによる花修景

カ 水辺の潤いを感じる：親水ゾーン（せせらぎの園）

貴重な水辺環境の保全に配慮しつつ快適なレクリエーションの場となるように管理をします。

- ・桜の名所として 指導に基づく適正な保全管理
- ・ビオトープや水辺の生き物環境に配慮した植物管理
- ・ 芝刈り による良好な芝生地の維持



水辺に咲く桜と憩う利用者

キ 犬を通じた人々の交流：ドッグランゾーン

犬が走りやすい草丈を維持する草刈や周辺樹木の剪定を行い、安全・清潔で快適な利用環境を提供します。管理にあたっては、Crossed Pawsと連携します。

【計画書3】令和7年度事業内容**1. 本公園の特性と課題を踏まえた維持管理**

（ア～イ）本公園の特性と維持管理における課題、特性や課題を踏まえた維持管理の考え方と重点的取組

本公園の特性と課題（樹林地の高木化、日照阻害による花壇への影響、施設の老朽化）を踏まえ、記載の考え方に基づき取組みます

2. 施設保守点検業務、小破修繕業務**（ア）施設保守点検業務**

- ・ 日常点検、専門点検、全園一斉施設点検パトロールを実施するほか、記載の内容で実施します

（イ）計画的な修繕、点検と連動した速やかな対応

- ・ によるきめ細かい施設管理とメンテナンスサイクルにより、異常個所の早期発見と計画的修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります

3. 清掃業務、受付業務、警備業務**（ア～ウ）清掃管理業務、受付業務、警備業務**

- ・ 「いつでも気持ちよく利用できる公園環境づくり」「おもてなしの心を持った対応と幅広いサービスの提供」「事故の芽を摘み安全安心な公園空間の確保」を方針に、記載の内容で実施します

4. 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務**（ア）花とみどりと水の共演：洋風庭園ゾーン/グリーンハウスゾーン**

- ・ サカタのタネの技術を活かし、模様花壇のほか立体花壇や GH 周辺池にフロート花壇を設けるなど、魅力的な花修景と話題性を演出します
- ・ グリーンハウス入口の 草花を展示します

- ・メタセコイアは、[] 管理の在り方について引続き検討します
- ・熱帯温室では、[] により、質の高い植物管理と展示植物の入替えなど、年間を通じて変化を持たせる管理を行います

(イ) 憩える美景観、生き物との共生：樹林地ゾーン

- ・樹林地ゾーンをはじめ、園内全域で日常点検と台風シーズン前の点検を行うほか、[] と連携し、樹木診断等により安全性の確保や樹木の育成・保全を図ります
- ・こもれびの径等の樹林地管理においては、[] 管理を実施するとともに、「心に花を咲かせる」取組に繋げるため [] の団体との連携について引続き調整します
- ・ナラ枯れについては、[] や県津久井治水センターと相談しながら安全対策を講じます。また倒木等の危険性のあるものは立入り制限や伐木を行います
- ・その他、記載の内容で実施します

(ウ) 歓迎の気持ちを伝える：入口広場ゾーン／駐車場ゾーン

- ・公園外周と駐車場に花を植栽し沿道通過者を公園に誘導するとともに、入口広場の「フラワーメリーゴーランド」により来園を歓迎します。
- ・子供からお年寄りまでみんなでつくるユニバーサル花壇について、みんなの花壇や大樽プランター、事務所前プランターを活用し、様々な団体や個人が花壇づくりに参加できるプログラムのほか、「緑の体験」により様々な方が交流できるプログラムを推進します。
- ・その他、記載の内容で実施します

(エ) シンボルフラワー“菖蒲”の継承：水無月園ゾーン

- ・ハナショウブの適切な管理を行うほか、依頼に基づき株分けしたハナショウブを県内公園等に提供するなど、記載の内容で実施します

(オ) 花とみどりの伸びやかな空間：広場ゾーン

- ・FOS（リナリア等の播種）による春の花修景を一部参加型で実施できるよう調整します。その他、記載の内容で実施します

(カ) 水辺の潤いを感じる：親水ゾーン（せせらぎの園）

- ・[] の指導による桜の名所として保全するとともに、クビアカツヤカミキリの発生について注視します
- ・水辺の生き物環境に配慮した管理を引続き行います

(キ) 犬を通じた人々の交流：ドッグランゾーン

- ・草刈りや樹木の剪定により、安全・清潔で快適な利用環境を維持し、引続き新たなドッグラン運営者 Crossed Paws と連携した管理を行います

計画書4 「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

ア 利用促進の実施方針

本公園では、これまで、一年を通じた花とみどりと水の美しい景観と快適なレクリエーションの場を提供することにより、多くの方にご来園いただけてきました。

(⇒来園者数の伸び等については、計画書1(1)アを参照)

今後も、新型コロナウイルスの影響による新しい生活様式など、社会変化にも対応しつつ、地域の団体や人材との協働によるイベント開催や参加型イベントの充実等により、多様化するニーズに沿った事業を展開していきます。また、こうした取組により、公園が人々の交流の場となり、地域コミュニティの活性化に貢献するとともに、広域からの集客など地域振興にもつなげていきます。

イ 利用促進の具体的な実施内容・方法

(ア) 「心の花壇」づくり

■【新規】「やってみたい」をサポートする体制づくり(フレンズ制度の創設)

これまでの管理運営により形成されてきた本公園の花とみどりによる豊かな景観のなかで様々な活動(イベント、撮影、学校授業、作業療法、花壇づくり、カフェ運営、地域情報発信等)を実施したいというニーズが近年多くなっています。これらの「やってみたい」という思いを実現するため新たに「フレンズ」制度を創設します。

フレンズ制度の構築:「やってみたい」という思い(心)を持つ人や団体を「フレンズ」と位置づけ、公園に相談窓口を設置し、職員が公園の管理運営方針やイベントの実施にあたり配慮すべき事項等のノウハウを説明したり、企画を一緒に考えるなどサポートをしながら実現につなげていきます。これらの取組を進めるため「フレンズ提案実施要綱(仮称)」を定めて受け入れ態勢を整備します。

実績 フレンズ制度の実現性を確保する実績

■地域提案型イベント・共催イベント

2019年5月 相模のグルメ 食散歩フェスタ:

と連携したイベント

2019年6月 ALOHA PLACE: と連携し、幼児子育て世代の母親が集まり芝生広場で行ったフラダンスイベント

■こんな公園がよいなプロジェクト

との協働により、学生の授業の一環として、「相模原公園の魅力を発掘し、そのPR方法を検討せよ」と題した演習を実施しました。演習の中の提案(スマートフォンを活用したスタンプラリー等)を、今後、実現可能性等について検討した上で、できるものから順次、連携しながら進めていきます。

(⇒スマートフォンを活用したスタンプラリーについては、計画書4(1)イ(エ)を参照)

■「心の花壇」をつくるイベントやプログラムの展開

来園者それぞれの「心の花」を見つけていただけるよう、公園の多様な楽しみ方を提案します。

【公園の美しい花や景観を思いきり楽しむ】

本公園の最大の魅力である花や景観を活かした「フラワーフェスティバル」や「しょうぶまつり」など本公園を代表する大規模イベントを、市民団体、商店や大学等と協力して、開催します。

多くの方に本公園の花や景観を思いきり楽しんでもらうとともに、地域の方々が私たちと一緒に楽しく活動し、お祭りを盛り上げてくれる姿も見えていただければと考えています。

・春と秋のフラワーフェスティバル（4月・10月：来園者数各約2万人）

・しょうぶまつり（6月：来園者数約1万人）

<主な内容> ネモフィラ、パンジー、球根ベゴニアやキバナコスモスなどの春秋の花やハナショウブが見ごろの時期に合わせ、様々な催し物と出店をセットにしたイベントを地域と協力して開催



春のフラワーフェスティバル

<主な連携先>

・真夏の夜のファンタジア（8月：来園者数約5千人）

<主な内容> 夏の利用促進のため、夕涼みをしながら、噴水広場のライトアップを楽しんでもらうイベント。中日には普段閉鎖している景観芝生を開放し、芝生と噴水広場を活用したコンサートを開催

<主な連携先> 地域の音楽愛好家など



真夏の夜のファンタジア

【日常的にプログラム等に参加し公園の多様な魅力を知る】

本公園では、豊かな自然の中で、身体を動かす、自然を観察するといったプログラムを市民団体との協働で年間を通じて継続的に実施しています。今後、さらに音楽や飲食・物販などを楽しめるイベントを開催する予定です。こうしたプログラムに参加していただき、新たな公園の楽しみ方を見つけていただくとともに、開催者や他の参加者との交流も楽しんでいただきたいと思います。

・自然観察会：一年を通した「相模原みどりの風(自然観察指導員相模原連絡会)」と連携した観察会（年10回程度）

・ノルディックウォーキング：

と連携した体験教室（年10回程度）

・【新規】市民音楽祭の開催：夏に地域の音楽団体等と連携し、洋風庭園で夜間ライトアップと夕涼みコンサートをパッケージにした音楽祭を開催



市民音楽祭

・【新規】地域団体と連携したサービスの提供：土日を中心にグリーンハウスのカフェスペースを活用し、地元福祉団体、商店組合、大学等、地域や近隣施設と連携して、飲食物販をイベント的に実施。グリーンハウス入口周辺では、飲食系のケータリングカーを配置し、週替わりで様々な飲食を提供。

【花と緑に触れ合い公園の彩りづくりに参加する】

花を「見る」から、「植える」「育てる」へ、公園づくりや緑化推進に参加する初めの一歩になっていただけるような、気軽に参加できる「参加型プログラム」を充実します。

- ・【新規】世代間交流のユニバーサル花壇づくり：これまでの保育園児に加え、新たに高齢者、障がい者など、多様な人々に参加していただき、花壇作りを通じて、交流と相互理解を図るプログラムを「みんなの花壇」等で展開



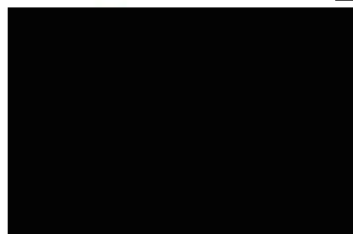
ユニバーサル花壇づくりイメージ

- ・寄せ植えコンテストの実施：子供から大人、高齢者まで幅広く花や緑に親しむことを目的に開催している寄せ植えコンテストを実施

- ・手ぶら寄せ植え体験：園芸初心者でも気軽に参加できる寄せ植え体験教室の実施

- ・山野草寄せ植え教室：山野草の特色や育て方を学ぶ教室の実施

- ・子ども生け花教室と作品発表会等：子ども向けの生け花教室を実施し、作品発表の場を設定



子ども活け花教室



世代を超えて楽しめる寄せ植えコンテスト

【参加する側からプログラムなどを提供する側へ（フレンズ制度の活用）】

公園を知り、親しみ、「もっと関わりたい！やってみたい！」と思ってくださる方々へ、「大規模イベントへの出演や出店」「プログラムを提供している市民団体への加入」などに加え、「新規のイベント等の企画立案のための情報提供」などのサポートを行い、「フレンズ」として公園で活動する個人や団体を増やし、公園や地域を活性化します。また公園の「フレンズ」が増えてきた段階で、各団体等の交流会、合同イベント等を行い、より有機的な県民協働活動を進めていきます。

- ・「フレンズ」交流合同発表会：花壇づくり、工作教室、自然観察、演奏活動等、「フレンズ」活動団体が一堂に会し活動の体験、紹介、交流を実施



フレンズ交流会イメージ

■子育て支援の充実【充実】

公園でのみどりや花とのふれあいや人々との交流を通じて、子供たち、そして子育てに携わる親の皆様の心にも花を咲かせていただけるよう、子育て支援プログラムやサービスを充実させます。（⇒グリーンハウスでの子育て支援については、計画書4(2)アを参照）

- ・植育・親子プログラム

花と土に触れ心を育む「地元保育園等による花壇づくり」、木と直接触れ合い自分に挑戦する「子供体験ツリークライミング」、絆を深める「親子寄せ植えコンテスト」、さらに「親子で楽しむ自然観察会」、「子供生け花教室（再掲）」等を展開していきます。



保育園児による花壇づくり



ツリークライミング

- ・相談先の明確化

「公園管理事務所」、グリーンハウス内「緑の相談コーナー」を相談拠点に位置付け、授乳室等の施設や親子を対象としたイベント案内等を総合的に行うほか、園内マップや施設に「相談所」ということがわかるサインを掲示するとともに、巡回中のスタッフも施設への案内等を積極的に行います。

各拠点では、スタッフによる施設案内や必要に応じた相談対応、売店と連携し粉ミルク用のお湯の提供、紙おむつ等の販売を実施します。



子育て支援対応として連携する売店

(イ) 魅力ある景観を活かす緑の情報発信

■公園ナビステーションにおける緑の普及啓発機能の強化

- ・公園ナビステーションは、次の3つの機能を重視し運営

学習の場：公園施設情報の提供、自然情報の展示、自然観察会レクチャー等の実施

活動拠点：一般休憩、雨天時等の一時退避場所、ボランティアのミーティングスペース

緑のアーカイブ機能：県立都市公園や公園緑地等資料の収集保存

- ・平成29年に設置した県立都市公園等の資料を収集整理するグリーンアーカイブスの資料書庫スペースの拡充
- ・みどりの中で体を動かす楽しさのきっかけづくりとして、気軽に自身の健康チェックが行えるよう血圧計、体脂肪計測器を配置

(⇒グリーンハウスにおける緑の普及啓発については、計画書4(2)アを参照)

■多様な講座の開催【拡充】

- ・花とみどりに触れ学ぶ講座・人材育成

これまで外部講師を招聘し、年10回程度実施してきた緑化講座に加え、今後は、緑の相談員による園内ガイドを月1回程度実施します。また、講師から参加者へのレクチャー形式に加え、「自らデザインした花壇づくり」イベント等、参加者の自発性、独創性を支援するプログラムも進めていきます。

- ・と連携した造園技術者養成

公園内の日本庭園「衆遊の庭」を造園技術者の養成の場として活用し、と連携して補修等の研修会を実施。研修の様子を一般の方にも公開し、より積極的な緑の普及啓発に努めます。

(ウ) 年間を通じた園内全体の利用活性化に向けた取組の展開

■繁忙期における円滑な利用促進

春秋の花や気候の良い時期には、来園者の円滑な利用のための安全確保（例：混雑した芝生広場での激しい運動や大面積を利用した活動の制限等の利用指導）等を図ります。

また、園内各所の見どころを強化するとともに、見どころ（春季の新緑、四季折々の花壇等の花、秋期の紅葉等）をSNS等も活用して紹介し、分散利用を促進します。

《利用分散のための取組：公園の隠れた名所の活用》

「緑の街」地区での花の見どころ創出

- ・「緑の街」の建物を活かし、ハンギングバスケットによる魅力的な景観の創出
- ・周辺医療機関と連携し園芸療法の間として活用している小さな花壇の花修景の充実

「せせらぎの園（親水ゾーン）」地区の活用に向けた取組

- ・湿生植物が繁茂するエリアは、刈り残しをするなど、生態系の保全を図り、水鳥や生き物の観察フィールドとして充実
- ・水辺遊びコーナーにおける、ケータリング等での飲食サービスの提供、水生生物の観察会や調査体験会の実施による利用促進

■夏季、冬季、雨天の利用促進・園内有効活用（閑散期対応）

本公園では主に夏季、冬季、雨天が閑散期となっています。季節やニーズに合わせたプログラム・サービスを提供し、閑散期の利用促進及び施設有効活用に努めます。

夏季：夜間ライトアップ・夕涼みコンサート（真夏の夜のファンタジ



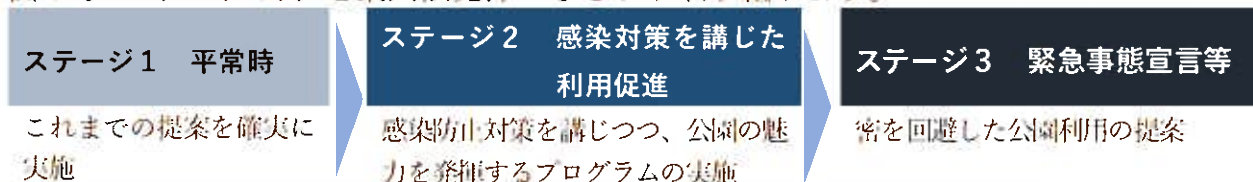
ア等)、グリーンハウスの夜間開放・夜間ガイドの実施、せせらぎの園での親水コーナー・日陰コーナーの設置

冬季：室内（グリーンハウス）での植物紹介展示、花に囲まれたコンサート開催

雨天：団体利用（遠足等）時の研修室やグリーンハウスの貸出

（エ）新しい生活様式に応じた取組

いわゆるウィズコロナの状況下の中で、公園は地域住民の憩いと健康づくりの場として重要性が高まり本公園でも多くの利用がありました。感染防止対策を講じつつ、本公園のもつ“みどりの力”を最大限発揮できるよう取り組みます。



■ひとりで学べる「セルフガイド」による周遊（ステージ3でも実施）

じまんの樹・知っておきたい樹の選定とマップ化：[]と連携して選定した樹木を巡るセルフガイドマップの配布

オリジナル図鑑：公園で活動するボランティア団体や大学の協力のもと作成した野鳥と蝶の図鑑を販売（1冊300円（実費程度））し、自然とのふれあい活動をサポート

スマートフォンスタンプラリー：園内の見どころにQRコードの案内看板を設置し、スマートフォンで情報及びスタンプを集めるセルフツアーを実施

■動画による“花とみどりの楽しみ”配信（ステージ3でも実施）

館長による温室内の見どころとなっている花等の紹介や、公園で過去に行われた園芸教室等の動画を配信し、家にいながらにして、公園の花やみどりを楽しみ、園芸を学べる環境を提供しています。

■感染症対策の徹底

ステージ2、3においては、3密回避の呼びかけ、手指消毒の促進、窓口等での飛沫対策やイベント時の連絡先把握等の感染防止対策を徹底します。（⇒計画書9（2）アを参照）

（2）有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

有料施設の運営にあたっては、利用者ニーズを的確に把握し、利用者サービスの向上を図るとともに、効率的に運営し、できる限り収益をあげることで、事業収益を公園の維持管理経費に充当し、県の効率的な行政運営にも貢献します。

ア グリーンハウス（条例別表第5の有料公園施設）

緑の情報発信機能を担う重要な施設として、植物に興味がない人から高度な内容を求める人まで、それぞれが楽しみ、学べる多様なニーズに応じた展示やプログラムを展開します。

■グリーンハウスにおける緑の普及啓発機能の強化

緑の相談コーナーをグリーンハウス内に移設し、室内緑化植物や熱帯植物について気軽に相談できる雰囲気づくりを行い、グリーンハウスの利用を促進します（緑の相談コーナーでは、電話やメールでの問い合わせにも対応）。

平成29年度にグループ代表が設置したグリーンアーカイブス資料を一部移設・拡充し、気軽に閲覧できる図書コーナーを設置し、絵本や図鑑などの子供向けの図書も揃え、大人から子供まで、みどりについて、学習できる環境を整備します。

新規 グリーンハウスでの子育て支援

室内で楽しめる貴重な空間であるため、休憩スポット及び雨天や夏の遊び場として活用します。

取組例：子供コーナーの設置（マットを敷き、グリーンアーカイブスの子供用図書を配架）／子供用トイレ（便座）の設置／授乳スペース（継続）



子供コーナーのイメージ

■【拡充】熱帯温室の見どころづくり

- ・熱帯温室では、これまで展示替えが困難であった熱帯植物園を、一部花壇的に植え替え可能な形で、年間を通じて変化を持たせる管理を実施
- ・熱帯の花や果実による華やかさや乾燥地帯の特異な植物の生態を伝えるとともに、インパクトのある植物や寄せ植えを使った撮影スポットの設置、スタッフによる解説を実施
- ・熱帯植物に関する冬のクイズラリーや真夏の温室のナイトツアー等、植物を楽しみながら学べるイベントを開催



グリーンハウス内の展示

■アトリウム、ギャラリー、展望室、グリーンシアターの活用

アトリウム：引き続き、無料区域として開放し、トルコギキョウ・ラン・サツキ展など季節に応じた特別展を開催し、植物への興味が少ない人も興味を持つような彩り豊かな展示を実施

ギャラリー：市民の方の自然を題材にした写真や絵画等の作品発表の場として活用

展望室：フランス風庭園全体を臨むことのできる場所であり、パネルによる庭園解説をするとともに、フランス風庭園の歴史や特徴を紹介するリーフレットを作成し配架。また、クリスマスやハロウィンの衣装貸出等楽しいフォトスポットとして利用していただけるような工夫を実施

グリーンシアター：多様な花緑関連ビデオの上映を行うとともに、興行場法の範囲内で学校や団体による自主講座、コンサート等を実施



花の展覧会の様子

イ 駐車場

利用促進に係る取組と駐車場の花修景等により駐車場の稼働率向上を図ります。

■キャッシュレス化など多機能な駐車場機器の導入による利便性の向上

- ・感染症対策（接触機会の低減）、利便性向上の観点から、電子マネーや交通系ICカードなどでの決済や高額紙幣での支払い可能な精算機を設置
- ・職員不在時でも精算機付属のインターフォンにより、利用者がコンタクトセンターにアクセスでき、リモートで減免手続きや緊急時の対応を実施

■閑散期の利用促進

駐車場周辺の花の見どころづくりにより、見通し等の安全性を確保しながら、季節感あふれる花で演出等を行うことで、車で訪れる人を楽しませます。

■繁忙期やイベント開催時における対応

混雑時には、誘導スタッフを配置し、空きスペースへ円滑に車を誘導するなど、混雑緩和措置を取ります。最寄り駅からの見どころスポットを紹介したハイキングルートマップを作成し、徒歩や自転車での利用を促進することで混雑緩和を図ります。

■【新規】SNS を活用した混雑緩和対策

SNS を活用して、駐車場の利用状況についてリアルタイムの情報を発信します。また、長年の経験と実績に基づいた「駐車場混雑予想カレンダー」を作成し、公園ホームページに掲載し、更なる混雑緩和を図ります。

SNS による駐車場情報発信



ウ 自動販売機

利用者サービスの向上や夏期の熱中症対策のため、利用の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。

■実施概要

販売場所	駐車場、南トイレ、イベント広場、遊具広場休憩所、公園ナビステーション、グリーンハウス内			
販売品目等	清涼飲料水	設置台数	14 台	営業期間 通年
事故防止対策	現金盗難防止のための各種ロック（バーロックやアームロック）を設置／高頻度の現金回収の周知／地元警察との連携（情報共有、迅速な通報（被害届）、重点パトロールの依頼等）／転倒防止対策			
その他各種機能	災害支援ベンダー（大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を利用者に無償提供）／バリアフリー対応（車いすでも購入しやすい機種）／キャッシュレス対応／自販機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なりサイクル対応のものとし、取組について看板等でPR（県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組）			

（3）多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

効果的に広報を行うために、プログラムや届けたい情報ごとに、ターゲットを明確に設定し、より適切な媒体を活用します。

各種メディアへの情報提供や交通事業者との連携、ホームページや SNS 等の Web の積極的活用など、クロスメディア※による効果的な広報により、花とみどりのタイムリーな情報発信を行っていきます。

※クロスメディア：各種メディアを組み合わせて弱点を補い広報効果を高める手法

■利用者層（ターゲット）と広報・PRの方法の例

花や植物が好きな人：園芸情報誌への開花情報、イベント情報の掲載

子育て世代：子育て世代向けのウェブサイトや近隣の幼稚園・保育園への子育て支援サービスやイベント情報の提供

遠方からの利用者：集客性の高い大規模イベント情報の SNS 等を活用した拡散

ア 広報・PR活動の内容

（ア）Web を活用した広報・PR

ホームページ、SNS 等各種媒体の強み・弱みをよく理解した上で、適切に組み合わせ利用することで効果的な広報を実施します。

■ホームページを活用した広報

充実した情報提供が可能であるため、基本的な事項からイベント、施設の開館状況等のリアルタイム情報等、総合的な情報拠点としてホームページでの情報発信を行います。

■SNS を活用した広報

拡散力が高く、イベントや旬の花など即時性を要する情報発信に活用します。また、ハッシュタグの活用によりニーズの把握を行います。

・X（旧 Twitter）の活用：イベント、花、お知らせ情報の提供

・【新規】Instagram を活用した公園フォトコンテスト：「#相模原公園」をつけた投稿を呼び掛け、拡散によるPR効果を狙うとともに、投稿作品は園内に掲示

■メールマガジンを活用した広報

登録制であるため、既に獲得したファンや愛好家には取りこぼしなく情報提供を行うことができます。

- ・サカタのタネ会員へのメールマガジン配信：多くの園芸愛好家が登録するメールマガジンに本公園の情報を掲載することで、来園のきっかけを作ります。

■広報素材となるコンテンツづくり

- ・スタッフによる見ごろの植物や個性的な植物を紹介する動画配信による来園のきっかけづくり
- ・グリーンアーカイブス資料収集の一環として、県立都市公園の歴史等についての語り部動画作成とその配信



動画配信コンテンツ

(イ) 広域からの誘客のための広報・PR

■フィルムコミッションと連携した広報

本公園を知らなかった人や花やみどりに関心の少ない人にもアプローチできるため、ドラマや映画等での露出強化をします。また、ロケマップの作成・配布により、公園が舞台となった作品と撮影場所をまとめて紹介します。

■プレスリリースの活用

発信したい情報やターゲットに適した媒体を選択することで、効果的な情報発信を行うことができます。

- ・テレビ、ラジオ、新聞、情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼

■[]の広報連携

[] 広報連携、パンフレット相互配架を行います。

(ウ) 地域ネットワークを活かした広報・PR

■紙媒体を使用した広報

Webにアクセスできない人にも情報提供を行うことができます。

- ・「公園だより」の発行：[]
[] がイベントや季節情報を掲載。市立総合体育館や市民健康文化センターのほか、[] にも配架（月1回発行：各2,500部配布）
- ・県、市が発行する広報誌への掲載

公園だより



■近隣施設・団体・交通機関との連携

- ・[] との相互PR：グリーンハウス内での[]
設置等

実績 小田急電鉄との連携協定締結

令和3年3月に、小田急電鉄(株)と、沿線の公園を対象とした「公園の魅力向上と公園を活用したまちづくりに関する連携協定」を締結し、

①公園の魅力向上と公園を活用したまちづくり

②公園を含めたまちの魅力発信、

を連携して取り組んでいくことし、公園の魅力向上や地域の活性化、PRなどの魅力発信を行い、地域に貢献していくこととしています。



(エ) スケールメリット活かした広報・PR

- ・県立公園全体を対象とした公募型のフォトコンテストを実施し、入賞作品を紹介する写真展を公園・病院などで開催（公益法人としての取組）（⇒詳細は計画書11(3)イを参照）
- ・グループ代表が管理する公園やビジターセンターの紹介、イベント情報、開花情報等をまとめたフリーペーパー公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行）を県内の公園・公共施設に配架

イ 公園利用者数の目標値

■各年度の公園利用者数目標

(人)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
769,000	773,000	777,000	781,000	785,000

地元相模原市の高齢化・人口減少の傾向：相模原市人口ビジョン（H28）によると、2015年（国勢調査）の相模原市の人口は、722,949人であり、2019年をピークに減少傾向に転じるとされています。また、年少人口や生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあり、今後も同様の傾向が継続すると予測されています。

本公園の状況：本公園の利用者の約6割が市内在住者であり、日常的な利用の下支えとなっているため、相模原市の人口動向等を踏まえると、利用者数の増は困難な状況がみこまれます。

目標値の設定の考え方：以上のような社会的情勢を踏まえつつ、公園の魅力アップや、広報・PR活動等の利用促進方策により、広域からの集客も図ることにより、平成27年度から令和元年度までの年間利用者数平均766,000人から、今後5年間で約2.5%増（令和8年度 785,000人）を目指します。

【計画書4】令和7年度事業内容

1. 公園の特性や利用状況、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業

年間イベント計画は、別紙のとおり取組みます。また県津久井治水センターが整備を進める「ともいき広場」の供用開始にあたっては、福祉団体等と連携した「オープニングイベント」の開催について協力します。

(ア) 心の花壇づくり

- ・co-en フレンズ（フレンズ制度）により県民の「やってみたい」をサポートします
- ・「真夏の夜のファンタジア」について、昨今の酷暑を踏まえ、ライトアップはメタセコイアの紅葉にあわせ実施します。また夏の利用促進として、グリーンハウスを活用したワークショップや早朝でも楽しめるデジタルスタンプラリーの開催について調整します

- ・世代間交流のユニバーサル花壇づくりについて、花壇づくりのほか「みどりの講座」等でも世代間交流のしやすいプログラムづくりに努めます
- ・子育て支援プログラムの充実を図ります
- ・引続き、イベント開催時など多客が予想されるときには、グリーンハウスカフェスペースを活用したカフェの開催やケータリングカーの配置など、地域団体と連携した利用者サービスを実施します
- ・その他、記載の内容で実施します

(イ) 魅力ある景観を活かす緑の情報発信

- ・「自らデザインした花壇づくり（寄せ植えコンテスト）」など参加者の自発性を支援するプログラムを実施するほか、記載の内容で実施します

(ウ) 年間を通じた園内全体の利用活性化に向けた取組

- ・せせらぎの園においての飲食サービスについて、出店団体等と調整するほか、記載の内容で実施します
- ・夏季の利用促進として実施してきた「真夏の夜のファンタジア」は、昨今の酷暑や節電要請等を踏まえ、ライトアップをメタセコイアの紅葉にあわせ実施します。夕涼みコンサートについては、ライトアップカウントダウンコンサートとして実施します
- ・緑の街の活用としてホケットパークに落葉プールを設置し、 と共同で子供たちに体験の場を提供します

(エ) 新しい生活様式に応じた取組

- ・温室の見どころ情報など、動画配信を拡充します
- ・相模原市が推進する「まちのコイン‘すもー’」に参加し、公園内にスポットを設けるほか、スマートフォンスタンプラリーや「宝探し」を実施します
- ・その他、記載の内容で実施します

2. 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業

(ア) グリーンハウス

- ・引続き、グリーンハウスを活用した緑の普及啓発に努めます
- ・地域や関係団体、教育機関等と連携し、グリーンハウスの利用促進に取り組めます
- ・グリーンギャラリーは広く作品を募集し、新たな利用層の誘致に努めます
- ・スタッフによる「休日温室ガイド（仮称）」を開催します
- ・その他記載の内容で実施します

(イ) 駐車場

- ・駐車場混雑緩和対策として、最寄駅からのウォーキングルートマップを 配布します

(ウ) 自動販売機

- ・記載の内容で実施します

3. 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

ターゲットを明確にし、クロスメディアによる効果的な広報を実施します

(ア～ウ) 広報・PR 活動の内容

- ・ Instagram を活用したフォトコンテストを開催します
- ・ [REDACTED] との連携したグリーンハウス内での [REDACTED] 調整します
- ・ [REDACTED] と連携した広報に引続き取組めます
- ・ 新たに相模原市が推進する「まちのコイン『すもー』」を活用した登録ユーザーに向けた広報のほか、相模原市まち・みどり公社が主催する「さがみはらオープンガーデン」に参加することによる PR 活動を行います
- ・ その他、記載の内容で実施します

計画書5「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

本公園は豊かな自然等魅力に富んでいますが、周辺に飲食店や物販施設が少ないことから、利用者の利便性の向上や更なる滞在促進のため、レストラン、売店、キッチンカーを運営します。各施設に花とみどりの中でゆったりと過ごせ、自然の良さを体験できるよう、花の装飾を行う等、緑化普及にもつなげていきます。

また、公園のオリジナルグッズの販売や、新しい生活様式に則した公園利用を促進するため、ワーケーショングッズの貸し出しサービスも実施します。なお、収益については、公益財団法人として、緑の普及や公園の魅力向上等の公益事業に還元します。

各事業の料金設定については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金や減免方策も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県津久井治水センターの許可を得て実施します。

ア 売店（レストラン）・キッチンカー

休憩・くつろぎの場を提供するとともに、「一日中公園を楽しめるように」をコンセプトに管理事務所前の売店（レストラン）を運営します。また、施設をプランター等の花で飾り、緑化普及にもつなげていきます。なお、イベント時や繁忙時には、キッチンカーによる出店を実施します。



レストラン

提供品目	【売店】カレーライス、ヤキソバ、唐揚げ、フライドポテト、おでん、肉まんじゅう、ソフトクリーム、コーヒー、ビール、子育て支援用品（おもむ、粉ミルク等）【キッチンカー】地元商店等の飲食物
営業時間	【売店】10:00～16:00（ただし平日に定休日を設ける）【キッチンカー】イベント等に合わせて営業
事業の実施体制・留意事項等	店舗やキッチンカーの運営は、専門業者へ業務委託しますが、グループ代表が業者を指導監督し、利用者サービスの向上を図ります。
安全衛生管理	店舗やキッチンカーへの食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法を遵守させ、安全な食品を提供します。 店舗毎に食品衛生責任者の配置／保健所の許可（飲食店営業許可等）、消防署への届出（防火対象物使用開始届）等の適切な実施／新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に係る指導監督（⇒詳細は計画書9（2）ア（イ）を参照）
事業者選定にあたっての留意点	暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定／県内企業、地元の商工会等を優先的に活用する等、地域と連携した運営を実施／キッチンカーは、的屋等、反社会的勢力対策として定めた「県立都市公園等における催事等の出店規約」に沿って選定

イ グリーンハウス内カフェスペース

土日を中心にカフェのスペースを活用し、地元福祉団体、商店組合、大学等、地域や近隣施設と連携しながら、飲食物販をイベント的に実施します。



飲食物のイベント的販売

運営体制・留意事項等	的屋等、反社会的勢力対策等として定めている「県立都市公園等における催事等の出店規約」に加え、公園で活動する団体等を募集する際に定める「フレンズ提案実施要綱（仮称）」において出店目的、運営方法を定め、本公園の管理運営方針に沿った出店を指導・監督します。 ・新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に係る指導監督 （⇒詳細は計画書9（2）ア（イ）を参照）
------------	---

ウ オリジナルグッズの販売

地元物産、相模原公園の鳥と蝶の図鑑や公園発生材を活用したどんぐり煎餅等のオリジナルグッズを販売します。

エ ワーケーション利用促進のためのレンタルサービス

モバイルルーター、充電器の貸し出しを行い、新しい生活様式に応じた公園の活用を図ります。

販売物の例
（オリジナル図鑑）

【計画書5】令和7年度事業内容

1. 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容

県津久井治水センターと協議、許可申請のうえ実施します。

(ア) 売店（レストラン）・キッチンカー

- ・管理事務所前に引続き売店を運営します

(イ) グリーンハウス内カフェスペース

- ・イベント開催時等に様々な団体との連携し、飲食販売等を行います。

(ウ) オリジナルグッズ販売

- ・管理事務所及びグリーンハウスで地元物産や図鑑、カレンダー、オリジナルグッズ等を販売します

(エ) ワークेशन利用促進のためのレンタルサービス

- ・引続き、充電器の貸出しを行います
- ・公園管理事務所にフリーWi-Fiを設置し、事務所前デッキに多目的に使用できるガーデンテーブルセットを配置します

計画書 6 「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

ア グリーンハウス

■利用料金制度の趣旨・内容を踏まえた施設運営における利用料金の考え方

平成 27 年度から、グリーンハウスについて、無料区域を拡大すること等によって、来館者の増加を図り、さらに有料区域への誘導に努めることで、グリーンハウスの利用促進と活性化を目指し、利用料金の減額を実施しました。引き続き、同様の料金設定とすることに加え、企画等を充実させることで利用促進・活性化を図ります。料金設定については県津久井治水センターの許可を得て実施します。

■利用料金を徴収する施設及びその料金設定（時間、期間）の考え方

これまでの実績を踏まえ、今後も利用料金はこれまでと同様とし、通年、ワンコインで入場しやすい下表の料金を設定します。

	区 分	単位	利用料金	上限額
熱帯温室 利用料金	個人（20 歳以上 65 歳未満の者）※1	1 人 1 回	100 円	260 円
	個人（20 歳未満の者及び学生）※2	1 人 1 回	100 円	210 円
	個人（65 歳以上の者及び高校生）	1 人 1 回	100 円	100 円
	20 人以上の団体（20 歳以上 65 歳未満の者）※1	1 人 1 回	100 円	210 円
	20 人以上の団体（20 歳未満の者及び学生）※2	1 人 1 回	100 円	160 円
	20 人以上の団体（65 歳以上の者及び高校生）	1 人 1 回	100 円	100 円

※1 学生及び高校生を除く。 ※2 高校生、65 歳以上の者を除く

イ 中央駐車場

駐車場の料金設定は、民間も含めた同様の施設の料金も考慮したうえで公の施設として相応の金額とし、県津久井治水センターの許可を得て実施します。

中央 駐車場	期間	通 年		時間	6:00～20:00
	台数	大型車 5 台・普通車 282 台（うち身障者用 8 台・EV 充電用 3 台）・二輪 10 台			
	利用 料金	区 別	大型車	普通車	二輪車
			（ ）内は土日祝日		
		2 時間以内	310 円（1,020 円）	100 円（310 円）	無料
		2 時間を超え 3 時間以内	460 円（1,530 円）	150 円（460 円）	
		3 時間以上閉門まで	610 円（2,040 円）	200 円（610 円）	

※駐車料金、減免対象の他、駐車場管理の基準については、「相模原公園駐車場管理基準」を作成し、同基準に基づき管理します。

実施体制	・ 駐車場は機械化し、出入庫管理や精算等を委託 ・ 委託事業者の指導監督及び場内清掃や繁忙期の誘導等の現場対応を直営で実施
業務委託内容	・ 売上金収納管理、釣銭補充、機械の点検・修繕、職員不在時の機械を通した減免対応等
指導監督方法	・ 日々の売上報告、機械の点検状況等について監督、必要に応じて、指導を実施

ウ 自動販売機

自動販売機については、専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。料金設定は、民間も含めた同様の施設の料金も考慮したうえで公の施設として相応の金額とし、県津久井治水センターの許可を得て実施します。

販売価格	飲料 80 円～220 円程度（カップ、缶、ペットボトルなど） アイス 140 円～220 円程度
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時（機器破損等）の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導／月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

(2) 減免の考え方

減免については、事業の公益性の高さや行政目的を考慮し減免の対象を決定しますが、一方で一般の利用者に対して不公平とにならないよう配慮します。

ア グリーンハウス

料金の減免については、施設特性、利用特性に応じた独自の減免規程を設け、県都市公園条例第36条に基づき、県の承認を得て行います。障害者や社会福祉団体、教育機関及びその関係団体が行う児童生徒を対象とした利用については全額免除とします。

イ 駐車場

減免対象	・全額免除の対象 (1)社会福祉事業を展開する社会福祉法人等非営利団体が事業のため利用する場合 (2)義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教育活動として利用する場合 (3)地域的な市民組織が公共的目的で社会、体育活動を公園で行うため利用する場合 (4)国、県、市町村が行政目的のために主催する行事等の関係団体が利用する場合 (5)身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者が利用する場合 (6)公共の団体が公共の用に供するために公園を利用する場合 ・5割免除の対象 (1)電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室が発行する『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合
------	---

※駐車料金、減免対象の他、駐車場管理の基準については、「相模原公園駐車場管理基準」を作成し、県津久井治水センターの許可を得て、同基準に基づき管理します。

ウ 自動販売機

減免はありません。但し、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

【計画書6】令和7年度事業内容

1. 利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

（ア～ウ）グリーンハウス・中央駐車場・自動販売機

・記載の内容で実施します。

2. 減免の考え方

（ア～ウ）グリーンハウス・駐車場・自動販売機

・駐車場減免対象について、令和7年3月末の神奈川県EV・FCV認定カードの制度終了に伴い、5割免除を廃止します。その他、記載の内容で実施します。

計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子供から高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。

これにより、公園利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

公園スタッフユニフォーム



また、本公園では、魅力ある景観づくり、特に花に力を入れていることから、その日の花の情報を全職員が共有し、利用者の案内を行います。さらには、県民の皆様の「公園で何かをやってみたい」という気持ちをサポートするために、広報PRを行うとともに、案内時にも声掛けを行い「花とみどりの豊かなパークライフ第2章」の実現に向け取り組んでいきます。

おもてなし五箇条

笑 顔：常に明るく笑顔で対応します。

挨拶：お客様に積極的に挨拶をします。

身だしなみ：ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。

誠 実：問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。

カイゼン：お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

■【新規】利用案内の手引き（仮称）の作成

本公園の基本情報、利用ルール、施設の利用案内、花の見どころ情報、周辺情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全職員が携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全職員が共通した認識で対応します。

■おもてなしバッグの携帯

コミュニケーションボード、公園パンフレット、近隣観光マップ、飲料水、救急セット、ゴミ袋、公園利用案内の手引き（仮称）をいれた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。

■窓口での対応

本公園では管理事務所のほか、グリーンハウス、せせらぎ園の各拠点に職員を配置し、情報提供を行います。情報提供にあたっては、隣接する市立施設等の情報も併せてご案内します。また、相模原市観光協会と連携し、市内観光情報のパンフレット配布や各種情報提供も行います。

■電話やメールでの対応

花の開花状況、隣接施設の利用に関すること、学校等の遠足利用、園内での各種撮影希望に関する問合せが多いため、事務所に施設利用状況表や問合せマニュアルを掲示し、問い合わせに対して迅速に答えられるようにします。

■情報の共有による利用者サービスの向上

日々の朝礼や情報伝達ツール（事務所内の情報ボード、連絡ノート）、所内会議（月2回）を活用してイベントや見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり（神奈川県警察本部）」に則り適切に処理します。

■ユニバーサルなサービスの提供

子供から高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、ユニバーサルなサービスを提供します。(⇒詳細は計画書 7(3)を参照)

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用していただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等のもとより、本公園では犬の立ち入り制限エリアの設定、無許可でのドローン使用禁止等の措置をとります。また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルールを策定しました。
(⇒詳細は計画書9(2)を参照)

■利用ルールの方策

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県津久井治水センターとも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

利用ルール of 主な項目

項目	主な指導内容
利用マナーの向上	ポイ捨て・火遊び・車等の乗り入れ・破壊行為・立入禁止区域への侵入・ドローンの使用等の禁止、犬のリード着用
施設の適正な利用方法	遊具、ドッグラン等
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、保全区域（こもれびの径樹林の一部）への立ち入り制限等
新型コロナウイルス対策	マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等

実績 犬の立入範囲の設定（独自ルール）

相模原公園では、犬連れの利用者の方々が多く見られます。芝生広場では、犬の立入制限区域を設け、好まない方との共存を図っており、利用者の理解も進んでいます。



犬の立入制限区域を示す杭

■利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

■ 接遇マニュアルの整備

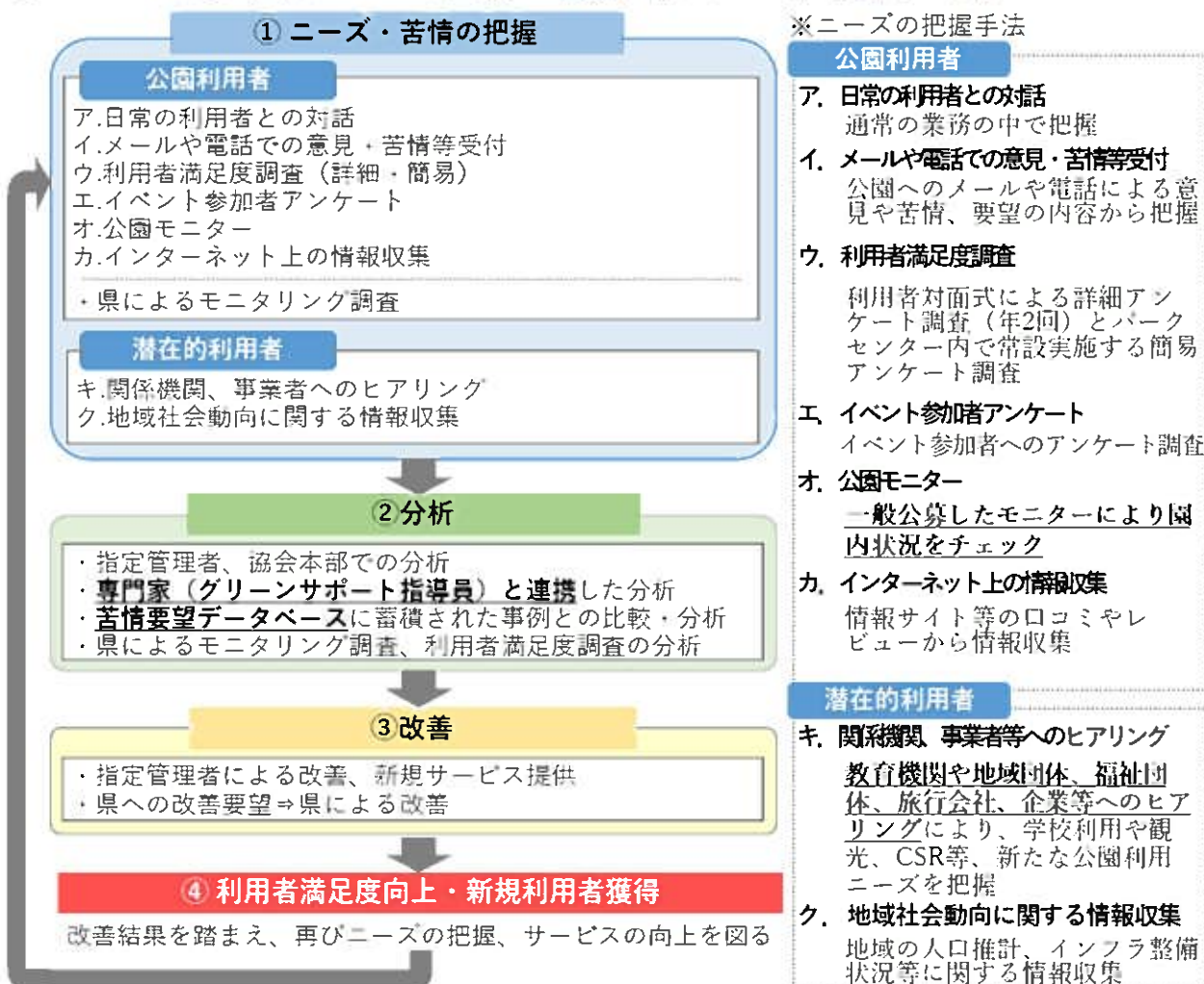
言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接遇マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

■研修の実施

[illegible]

(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている方のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



苦情・要望データベースの構築

グループ代表では、専用のデータベースソフトを用いて、グループ代表が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。

実績 利用者ニーズをふまえた運営改善の具体例

芝生広場の安全利用の促進	常設アンケート等で芝生広場において犬のリードを外してしまう利用者がおり、危険を感じるとの意見を受け、パトロール強化（特に朝と夕方）、園内注意喚起放送と園内掲示の対応を行った。苦情件数は、令和元年度は5件で令和2年度は1件となった。
グリーンハウス案内サインの改善	館内装飾方法、案内サインの不統一性からトロピカルガーデンへの入口が分かりづらい状況であった。その為館内装飾の整理、誘導サインの新設を行った。トロピカルガーデン入場者数令和元年10月1700人、令和2年10月2900人

(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に取り組むほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

近くにアメリカ陸軍基地であるキャンプ座間もあり、本公園では外国人の利用が日常的に見られます。次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、



と連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。

利用案内：JIS規格に準じたピクトグラムによる案内を設置／ホームページ、パンフレット、標識類の4ヶ国語言語対応（QRコードを活用）／翻訳機器や翻訳アプリの導入／英語コミュニケーションボードの設置／公共交通機関の多言語案内の配布／パークセンター内にフリーWiFiを設置／

を参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入

安全確保：作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

■物理的環境への配慮

パークセンターで車いすの貸出／バリアフリーマップの提供／園内への車両乗入れ対応／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の目線を意識した花壇や展示の作成

■意思疎通の配慮

視 覚：点字の案内看板、パンフレットの導入／読み上げ機能に配慮したホームページの運用／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成

聴 覚：職員による対応／コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問い合わせツールの用意（ホームページ、メール、FAX）

その他：「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に対応／障害者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

本公園の近隣には高齢者福祉施設が点在し、施設での団体来園が多いため、園内への車両乗入れ対応等により、高齢者が利用しやすい環境を整えます。

車いすの貸出／園内への車両乗入れ対応／パークセンターでの老眼鏡、ルーペの貸出

エ 子育て世代への対応

遊具広場を中心に親子連れの利用が多く見られます。誰もが楽しめる公園として、授乳室等の子育て支援施設や子供向けイベントの案内等を行う子育て支援相談拠点を設置するなど、子育て支援策を充実します。

子育て支援相談拠点の設置／売店と連携した調乳用温水の提供、おもちゃ等のグッズ販売／掲示物へのルビ振り

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていていることを示す「耳マーク」をパークセンターに掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、ほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

職員への教育	
手話の使用環境、聴覚障がい者の利用環境向上	・ コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 ・ 電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）
手話の普及啓発	・ 公園利用者向け手話講習会の開催 ・ 手話自然観察会の開催 ・ 手話による絵本読み聞かせ会の開催

提案内容の実現に向けたバックアップ体制

■本部のバックアップ体制

グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修やクレーム対応のバックアップ体制を整えています。

■公益事業としての予算の充当

ピクトグラムを設置や点字パンフレット、4か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs推進事業積立資産」を充当して予算を確保します。

【計画書7】令和7年度事業内容

1. 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等

(ア) 基本的な接客や利用者との対話

- ・ 「おもてなし五箇条」を事務室内に掲出するほか、朝礼や定例会議での周知及び「利用案内の手引き」に掲載し実践します

(イ) 接客や利用者との対話の具体的取組

- ・ 全職員の「利用案内の手引き」の携帯や、屋外で利用促進活動する職員へのおもてなしバッグの携帯を徹底します
- ・ その他、記載の内容で実施します

(ウ) 公園利用ルールの利用者への助言、指導等

- ・ 公園ルールの助言等を行うときには、2人以上の職員での対応を基本とします。その他、記載の内容で実施します

(エ) マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

- ・接遇マニュアルを活用するほか、記載の研修等に取り組みます

2. サービスの向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

- ・苦情、要望データベースを構築し、記載の内容で実施します。

3. 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援

(ア) 外国人利用者への対応

- ・「外国人の公園利用時の課題」について [] を参考に利用環境向上に努めます
- ・ピクトグラムによる案内の設置及びHPやパンフレット、標識類への4か国言語対応について更新が必要なときは順次取り組みます
- ・その他、記載の内容で実施します

(イ) 障がい者への対応

- ・点字案内看板等の導入について県と調整するほか、記載の内容で実施します

(ウ) 高齢者への対応

- ・高齢者施設の園内への車両乗り入れ等の配慮、利用調整など利用しやすい環境づくりに取り組むほか、記載の内容で実施します

(エ) 子育て世代への対応

- ・売店と連携した調乳用温水の提供や、おむつ等のグッズ販売を行うほか、展示物へのルビ振り等を引続き実施します

4. 神奈川県手話言語条例への対応

- ・ [] を実施します
- ・その他、記載の内容で実施します

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。

リスク抽出	リスク分析・対策	業務への反映と研修
業務上のリスク洗い出し 利用者・職員の視点の採用 過去の事故、ヒヤリハット履歴確認	緊急度に応じたリスク分析 急を要す事案への即時対応 長期的な対応への暫定措置、県協議	対応結果のハザードマップへの反映 事故・不祥事防止会議、ミーティング リスクマネジメント研修による意識向上

本公園の特性を踏まえた主なリスクと対策

	樹林地、草地等の環境への対応	多様な利用者への対応	水害への対応	施設老朽化への対応
特性	樹林に囲まれ人通りの少ない箇所がある／樹木の成熟化、高木化がみられる／広大な芝地、草地での管理作業	親子、大連れ、障がい者など多様な利用者がある	せせらぎの園は3m未満の浸水想定／噴水周辺の排水が悪い	施設（一部遊具やグリーンハウス内設備等）の老朽化
リスク	死角となるエリアでの事故／倒木による人身被害、土砂流出／刈払いによる飛散物	遊具利用時の事故／犬との噛傷事故／障がい者の負傷事故	増水による人身・施設被害／排水不良による滑り転倒	動作不良による人身事故／剥がれ、発火等による事故
対策	重点箇所設定した日々のパトロールの実施／樹林地管理基本計画に基づく健全育成／枯損木の早期発見と除去／作業の事前周知／荒天時の作業回避／飛散防止具の使用	利用ルールの設定と周知（犬ゾーンの設定等）／遊具点検／障がい者等への配慮	浸水予想箇所の立入制限措置／ポンプの点検、堆積物除去	〃を中心とした保守点検／長寿命化を図るためのメンテナンスサイクル

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制及びグループ代表本部の支援体制を確立するとともに、関係機関や地域と連携した体制強化、情報共有、巡視の徹底等により事故の未然防止を図ります。

■事故不祥事防止会議

グループ代表本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施しています（原則月1回）

■定例4 主任会議・毎朝の作業前ミーティング等

月2回、園長・副園長・公園管理主任・作業主任による会議を開催し、各月の作業計画や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、リスクマネジメントへの意識向上に努めています。



■地域の関係機関（市町村、自治会、警察、消防、学校等）との連携

犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。



イ 具体的な事故防止の取組

（ア）施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います。
（⇒詳細は計画書3（2）を参照）

■“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫

遊具広場やせせらぎの園等を毎日異なる職員が巡視することや逆回りの巡視など、普段の点検の慣れと見落としを防ぎます。

■「全園一斉施設点検パトロール」

グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い（年1回）、その結果を公園職員と共有し、改善策をともに考え、実行します。

主な施設	安全管理のための具体策
遊具	- 遊具点検スタッフによる毎日の安全点検と月1回の打診等による点検及び専門業者による年1回の定期点検を実施し、点検や修繕の記録は履歴書を作成し更新 - 異常時は利用を中止し専門業者に精密点検や修理を依頼 - 利用する側でも安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置
せせらぎの園（親水ゾーン）や水遊び場	「せせらぎの園」は相模原市の浸水（内水）ハザードマップにおいて浸水想定区域（0.2m以上 0.5m未満）に指定されていることから、県津久井治水センターや相模原市と調整を図りながら、増水時のロープ等による立入禁止措置、園内放送による気象情報の周知を実施 - 鋭利な物が水底にないか、滑る箇所がないか等点検、定期的な清掃 - 利用の状況に応じた指導員の配置、子供への遊び方の指導と見守り
グリーンハウス	- 温室ガラスの定期的な目視点検 - 通路の点検、雨天時のフロアスリップ防止の清掃、 - 暖房施設や空調施設など各種設備の修繕履歴等を踏まえた日常点検、定期点検の徹底と早期修繕
園路・広場	- 園路広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチ、デッキの腐食等点検 - などを重点的に点検 - 転倒防止のため、大雨後・大雪後の土砂や落ち葉の清掃、除雪を速やかに実施

(イ) 日常作業の安全確保

■来園者に対する安全確保

作業時間の配慮		 ロータリー式 刈払機
作業エリアの確保	・ 明るい時間帯での作業エリア安全確認、小石等の飛散リスクが低い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置	
来園者への周知	・ 作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知	
農薬使用の軽減と適正使用	・ 農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施	
データベース化	・ 類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有	

■作業員の安全確保

作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・ 体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認（明るく見通しがきくか）
- ・ 熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や暑さ指数（WBGT）を加味した作業計画の作成（作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む）、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・ 労働安全衛生法に基づく適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用
- ・ 作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩
- ・ スズメバチ対策（トラップ設置、ボイゾンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等）の実施

作業後：ふりかえり、次回への反映

- ・ ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

■ルール徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回協会本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

空調作業服

職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の導入を促進



ウ 防犯対策

(ア) 園内での具体的な防犯対策

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたづら防止等のため、毎日のパトロールを基本に、園内掲示や放送、警察との連携により防犯対策を講じます。

■パトロールの充実強化 日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角を減少します。

(イ) 地域と一体となった防犯対策

■公園の活性化による防犯

来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、隣接する市立公園や体育館施設等の運営者と連携し、相模原公園内及び周辺も含め情報共有化やパトロールを行い、広域的な防犯対策も行っています。

ボランティア等で公園の管理運営に参加いただくなど、地域に見守ってもらえる公園とし、犯罪を防止します。

■ボランティアとの連携

本公園では、植物管理や清掃管理において多くの地域団体、住民が長年にわたりボランティアとして活動しています。活動を通じて得られた犯罪・事故防止に関する情報は日々の交流を通じて共有するほか、活動報告書に記録してもらい管理に反映しています。

子ども 110 番の家 子供や女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども 110 番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

エ 防火対策

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるほか、消防署の指導のもと消防訓練を実施
- ・不審者情報があった場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請

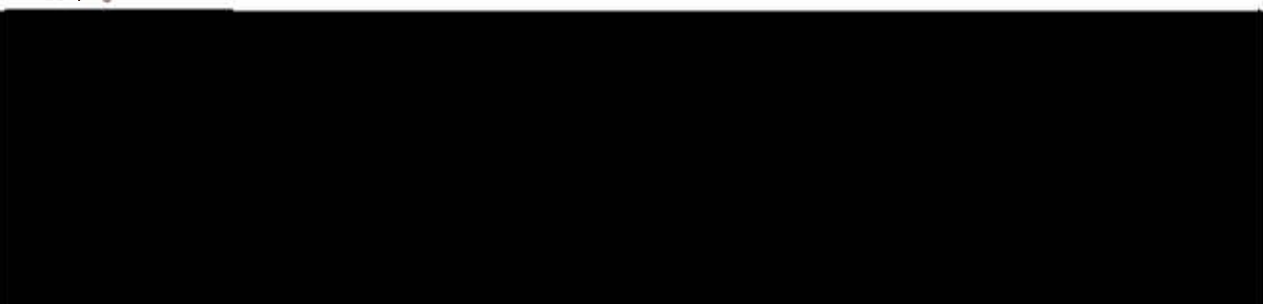
オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備しています。



カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJT から外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。



(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

相模原公園は開園から40年以上が経過しており、全体的に樹木の成熟化・高木化が進んでいます。こうした状況を踏まえ、日常の巡視において、園路沿いや広場付近など、来園者の安全確保が重要な箇所を中心に、枯損木や枯れ枝の状況や病虫害の状況を確認し、必要に応じて、県津久井治水センターと協議しながら、伐採や、病虫害防除等を速やかに行っています。

今後も、日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底するとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、災害の未然防止に努めます。

日常の点検と対応	集中的な点検と対応
・広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック ・危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集、早期発見・早期対処 ・危険な生物と対処を学ぶ研修実施 ・防犯上の観点から、見通しの悪くなったエリアの樹木間伐	・近年巨大化する台風等に備え ・間伐や枝落としを実施 ・枯損木や枯枝の発生等重点的にパトロール

持続可能なメタセコイア並木等の維持管理(計画書3再掲)

樹林地での災害を未然に防止するためには、計画的な管理による健全な樹木の育成が重要となります。そのため、当グループでは、以下のとおり重点的な維持管理を行います。

- ・ 計画的な樹林地管理
- ・ 持続可能なメタセコイア並木の維持管理（⇒詳細は計画書3（4）ア・イを参照）

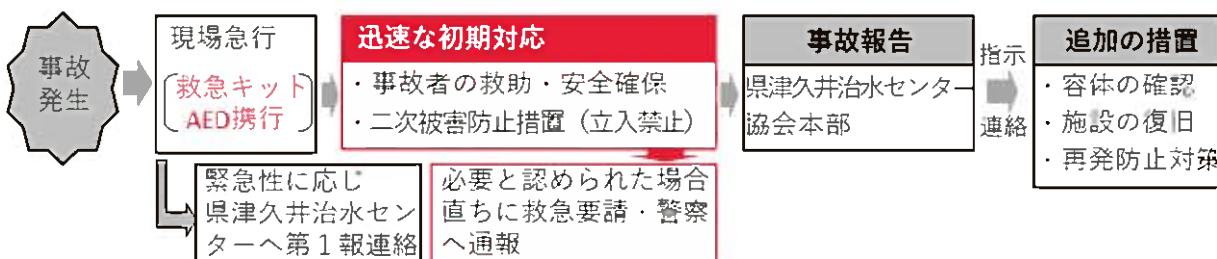
(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。

準備段階	事案対応段階	回復段階
職員の対応能力確保（資格取得・研修）	迅速な初期対応	容体確認、施設復旧
関係機関との連絡体制構築	二次被害防止措置	事例の共有（会議、事例集）
対応訓練の実施	関係機関へ連絡・報告	再発防止対策検討・実施

ア 事故発生時（利用者の安全確保）

- ・迅速な初期対応により人命を最優先とした対策を実施
- ・事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・応急措置後、速やかに県津久井治水センター及びグループ代表本部に報告し対応について協議
- ・夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集



イ 事故後の対応（情報連絡・事後対応）

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・各公園に「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行いグループ代表本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、グループ代表本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議（必要に応じグループ構成企業と情報共有）

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告、不審物や不審者等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、内容に応じ関係機関とも連携し、夜間等職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

犯罪予告	・速やかに県津久井治水センターに報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県津久井治水センターと調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	・速やかに県津久井治水センターへ報告後、巡視の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談をし警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

本公園での具体的な対応例：本公園は多くの利用者の中で、トイレ周辺をうろつく、職員や他の利用者への威圧的な言動を繰り返すなど、不審な行動が見られる方もいます。そうした方がいた際には、背丈や服装等の特徴を職員間での情報共有を第一に、毎日のパトロールや窓口対応に反映させています。

エ 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

事故発生時等における外国人等の対応についても、通常の利用者対応と同様に、コミュニケーション方法や物理的な配慮が必要です。このため安全管理上の配慮が必要なケースを想定した対応やコミュニケーションツールの活用、救護スペース等の確保を図ります。

■安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	■バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ■貸出用車いすの提供 ■避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害	■筆談、コミュニケーションボードの活用
	高齢者、子供、外国人	■注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ■自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	■落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

■多言語や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛けるSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください
倒木による危険個所があり立入禁止	木が倒れています。危ないので 入ることは できません。

活用します。

「やさしい日本語」を含め、多言語の標示を行います。「救護所」を伝える「やさしい日本語」と多言語表示の例



■避難の補助、救護スペースの確保等



車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難、移動を支援します。また、管理事務所の一角を救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。

オ 不祥事案（個人情報の流出、利用者等に対する傷害等）を認知した際の対応

■①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

- ①組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表/当協会の「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」など各種規程やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ②不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

【計画書 8】令和7年度事業内容

1. 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組み

- ・「リスクマネジメント」の考え方を取入れ、本公園の特性と課題を踏まえた対策により事故の未然防止を図ります

(ア) 事故防止の体制

- ・ [redacted] により事故の未然防止を図ります

(イ) 具体的な事故防止の取組み

- ・ 公園管理運営士の職員による「全園一斉施設点検パトロール」を実施します
- ・ 日常作業の安全確保のため、協会本部職員による安全管理が適切に履行されているかを確認する抜き打ち検査を実施します
- ・ その他、記載の内容で実施します

(ウ) 防犯対策

- ・ 公園を含む地域防犯のため「こども110番の家」としての役割を果たすほか、記載の内容で実施します

(エ) 防火対策

- ・ 「消防計画」を「防火管理（災害対応）」マニュアルとして活用するほか、定期的な消防設備点検や日常的な電化製品等の環境整備、消防訓練を実施します

計画書 9 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

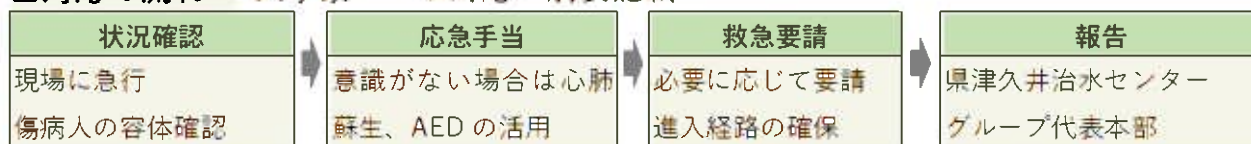
(1) 急病人等が生じた場合の対応

公園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるように、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

■対応の流れ ※事象ごとの対応は別表記載



■主な傷病人対応の具体例

傷病の事象	対 応
園路等での転倒（歩行時、自転車利用時）	打撲・擦傷等症状の確認と応急処置
蜂刺され	患部の毒抜きや軟膏薬の塗布、症状により医療機関への搬送
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日影への誘導・搬送
大との噛傷事故	裂傷等症状の確認と応急処置、状況により医療機関への搬送
施設異常を伴う場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

■近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア)

職員は

しています。

新規 幼児安全法支援員の資格取得
園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病のしかたについて学びます（幼児安全法支援員の資格取得）。

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年2回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

(ウ) AEDの確実な配備

管理事務所、グリーンハウス、せせらぎの園に各1台ずつAEDを設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

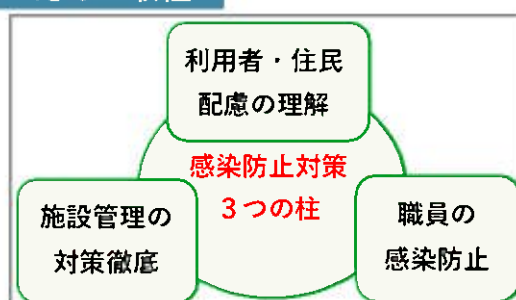
ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでのコロナ対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していきました。また、外出自粛により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。

コロナウイルス感染症の蔓延防止（発生させない、拡大させない）はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っています。

これらの取組は、国や県の取組方針を遵守したうえで、グループ代表が策定した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」により迅速、的確に実施していきます。



(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促す事項
■体調が悪い時には利用を控える ■時間、場所を選びゆすりあう ■人と人との間をあける ■小まめな手洗い ■咳エチケット ■接触確認アプリの導入

維持管理の対策
■遊具、ベンチ、手すり等利用者の接触部の清掃徹底 ■パークセンター受付等にシート等で飛沫防止 ■車椅子等貸出物品は速やかに消毒 ■密となる時間帯の情報提供 ■園内放送での密回避の呼びかけ ■神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示



(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

利用者注意喚起のチラシ掲示写真

	利用者に協力を促す事項	維持管理の対策
各施設共通の対応	■発熱等の症状がある場合は利用を控える ■利用前の手洗い消毒 ■人との距離を2m（最低1m）確保 ■大きな会話、密接した会話を避ける	■入口受付等に手指消毒液を設置 ■窓口等に飛沫防止のシート設置 ■利用者が列になる部分には距離を示す目印表示 ■人の手が触れる部分の消毒・清掃 ■小まめな換気
グリーンハウス	■緑の相談所コーナーでの面接相談は1回あたり15分以内	■入口に非接触型体温計を設置 ■グリーンシアターは前後左右1席以上の間隔を設ける
ナビステーション	■間隔を空けての展示見学 ■テーブル利用時に左右1席以上の間隔を設ける	■換気のため出入り口を常時解放
研修室（事前申込制）	■定員は、研修室（大部屋）最大20名、研修室（小部屋）最大4名 ■検温結果、体調を利用当日に報告 ■テーブル等利用後の設備消毒	■換気のため出入り口を常時解放 ■非接触型体温計の設置 ■消毒液の設置 ■利用者の体調、連絡先等の把握 ■利用ルールを予約時に申込書で周知
遊具・森の木展望台・クロッカス休憩（無料休憩所）	■利用前後の手洗い ■人との距離を2m（最低1m）確保	■休憩所は換気のため常時窓を開放 ■ベンチに人との距離をとるサイン掲示 ■順番待ちのできる展望台階段等に2mの目安となる目印を掲示

	利用者に協力を促す事項	維持管理の対策
ドッグラン (会員登録制)	■検温結果、体調を利用当日に報告	■管理詰所の換気（毎時2回以上） ■非接触型体温計の設置 ■利用者の体調 ■利用ルールを予約時に申込書で周知 ■本ルールを運営ボランティアと連携し徹底
売店・レストラン キッチンカー	■委託事業者「外食業のための事業継続のためのガイドライン」等の関係ガイドラインの徹底を指示し運営 ■手指消毒液の設置 ■密を回避したテーブル配置	■会計窓口のシート設置、コイントレーの使用 ■発熱等の症状がある場合の利用自粛

(ウ) イベント時の対応

■ イベント共通の対応

- イベント参加者への検温、風邪等の症状確認
 - マスク着用、小まめな手洗い消毒の呼びかけ（マスクは熱中症等の対策が必要な場合は除く）
 - 受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示
 - 主催者はイベント前後の不要不急の外出を避ける
- ※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設けます。

■ 個別のイベントにおける対応

観察会等体験イベント（例：自然観察会、公園散歩、ノルディックウォーキング等）

説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ

屋内の体験イベント（例：園芸教室等）

共通の対応に加え、室内の常時換気、研修室を使用する場合は利用人数内の定員とする（研修室（大）20名、研修室（小）4名）

大規模イベント（春・秋フラワーフェスティバル、しょうぶまつり等）

※主催者が指定管理者、指定管理者以外に関わらず、大規模イベント（屋外）は、感染症防止対策を徹底し、神奈川県が定める「イベントに係る感染防止対策について」に従い実施する。

(エ) 職員の感染防止対策

体制：■各園の安全衛生責任者（衛生責任者）を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る ■職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う

対策：■身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底 ■執務室の小まめな換気（毎時2回程度） ■電話、パソコン、工具等の共用の回避や手洗い・手指消毒の徹底

健康状態の確認：■出勤前の体温確認 ■朝のミーティングでの体調確認 ■37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等の診断 ■体調不良時は年休等を取得し自宅療養

働き方：■1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫 ■ユニフォームの小まめな洗濯 ■長時間労働を避ける ■時差出勤、テレワークの導入 ■会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保

休憩スペース等の利用：■対面での食事、会話を控える ■常時換気 ■共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

- ・利用者から感染の報告があった場合は、速やかに県津久井治水センター、県都市公園課、グループ代表本部に報告
- ・各施設の感染対策を確認のうえ、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施
- ・保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力

実績 コロナの対応実績等

春季の桜開花時期の「せせらぎの園」において、感染防止対策として

円滑な利用を図りました。

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、パークセンターでの受け

入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

受入時	専用スペースを設けた受入れ	物品の備蓄
- 避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施 - 受付対応する職員は、マスク、手袋等を着用のうえ、濃厚接触を避けるために15分以内で交代	管理事務所横の研修室を体調不良者専用スペースと定め、感染拡大の防止を図ります。	- 非接触型体温計 - マスク - 消毒液 - 消毒用手袋 - 間仕切り用簡易テント

■車避難者への対応

いわゆるコロナ禍にあっては、密を避けた避難方法として、車での避難者が増加することが予想されます。公園等への車避難では、近隣避難所等の情報が得にくい課題があるため、県や相模原市と調整し避難者用に駐車場等を開放することに加え、駐車場に仮設掲示板等を設置し、情報提供を行います。

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止に努めます。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

想定する感染症等

ノロウイルス 売店、イベント時の食品出店	- 調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後・トイレ等時の手洗いの徹底、調理場所・器具の消毒（次亜塩素酸ナトリウム）や熱湯消毒 - 嘔吐等処理の備えとして、処理セット（手袋、ビニール、消毒液等）を常備
蚊媒介感染症 (ジカ熱、デング熱)	- 不要な水たまりをなくす（バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去） - 注意看板の設置（蚊への対策について注意喚起） - 虫よけスプレーの貸し出し（パークセンター等で貸出用のスプレーを常備）
鳥インフルエンザ	- 通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、行政センターに報告し、指示に従い対応 - 県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上についてできるだけ立ち入り制限処理を行った後、行政センターに報告、指示に従い対応

【計画書9】令和7年度事業内容

1. 急病人等が生じた場合の対応

(ア) 急病人が生じた場合の具体的対応

- ・「安全管理マニュアル」に従い、状況確認・応急手当・救急車要請・報告など速やかに対応します。
- ・近隣医療機関の情報把握と利用者へ情報を提供します

(イ) 救命に関する職員研修と備え

- ・職員は[]を受講し、管理事務所、グリーンハウス、せせらぎの園にAEDを配置します。
- ・幼児安全法支援員資格の取得を推進します。
- ・その他、記載の内容で実施します

2. 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

(ア) 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための取組

- ・新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を実施します（感染防止対策取組書の管理事務所等への掲示等）

(イ) その他の感染症等の対策

- ・ノロウイルスや蚊媒介感染症、鳥インフルエンザなどの感染症の発生が想定されることから記載の対策を講じ、被害が確認された場合には、関係機関への連絡など、記載の内容で取組みます

計画書 10 「災害への対応（事前、発生時）」

(1) 異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、公園利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や相模原市の地域防災計画とともに、グループ代表が作成したマニュアル（ ）に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を入念に実施します。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

■的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」や相模原市メールマガジン「防災」等を活用しリアルタイムな情報収集

■タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）

■体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告。
- ・早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮し

ながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集
 ※異常気象等の災害発生時の体制は、計画書 8 (1) アの事故防止体制に基づき対応

令和元年に発生した台風 15 号・19 号においては、による被害が全国的な課題となりましたが、本公園においては、対策に加え、必要なのための対策を講じ業務継続性を担保しました。

を配備し、台風接近が予報されているときにはイベント等で使用するとしても活用。台風シーズン前には、備わっているの活用。毎年にあわせたを実施

との連携

とは、災害時対応も含めたとしており、当グループと連携し、災害発生時は、確実な安全確保、復旧作業を進めます。

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

■情報収集 ※アと同様

■利用者への注意喚起等 大雨や雷注意報が発表された場合には、園内放送による注意喚起、屋内退避等と呼びかけ

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

■情報収集 環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁 HP や自治体メールマガジン等で確認。アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数 (WBGT) を確認し職員で共有

■事前準備 事前に危険性を確認した場合は水を多めに準備/熱中症応急セットを配備

■利用者への注意喚起等 園内放送により休息や水分補給の呼びかけ

(⇒職員の熱中症対策は計画書 8 (1) イ(イ)を参照)

熱中症応急セット

保冷剤、タオル、スポーツドリンク (経口補水液)、うちわ等
 ※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応
33℃以上 熱中症警戒アラート発表		ジョギング等の運動の自粛を呼び掛け
31℃以上危険	運動は原則中止	
28～31℃嚴重警戒	激しい運動は中止	10～20 分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す。 体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ
25～28℃警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は 30 分おきに休憩をとるよう促す
21～25℃注意	積極的に水分補給	運動の合間に水分・塩分補給を促す

エ その他気象災害への対応

雷注意報が出された場合は、樹木の下や四阿 (あずまや) での待機は危険なこと、そしてグリーンハウス等の建物へ退避するよう、園内放送等で周知を行います。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 相模原市南区で震度 4 発生時

■配備体制

地震発生後 30 分以内 (勤務時間外に発生した場合は、報道による情報収集。被害発生のある場合は参集し現地確認。夜間の参集がなかった場合でも翌朝 8:30 までに県津久井治水センターやグループ代表本部に報告できるよう参集に努める) にパトロール班を編成

■初動体制

- ・園内パトロール、利用者の安全確認、機能点検の実施
- ・負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・パトロール結果に基づき随時県津久井治水センターに報告（勤務時間外であっても、被害があった場合は、県津久井治水センターへ速やかに報告）
- ・周辺住民等の避難がある場合は、研修室、駐車場などで受入れし、相模原市危機管理課と連携して避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施

イ 相模原市南区で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

■配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- ・原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応



- ・30分を目途に初動体制を県津久井治水センターに報告。

■勤務時間以外の参集体制

- ・園長は本公園に参集

- ・緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は

- ・職員は参集し次第、県津久井治水センターとグループ代表本部に報告

- ・震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、

- ・第一次応急体制の確立後、1時間以内をめどに要点検個所の巡視を行い、被災状況等を把握し、県津久井治水センターに報告する。

県内震度6弱以上の場合、第2次体制として配備人数を増やすとともに、対応

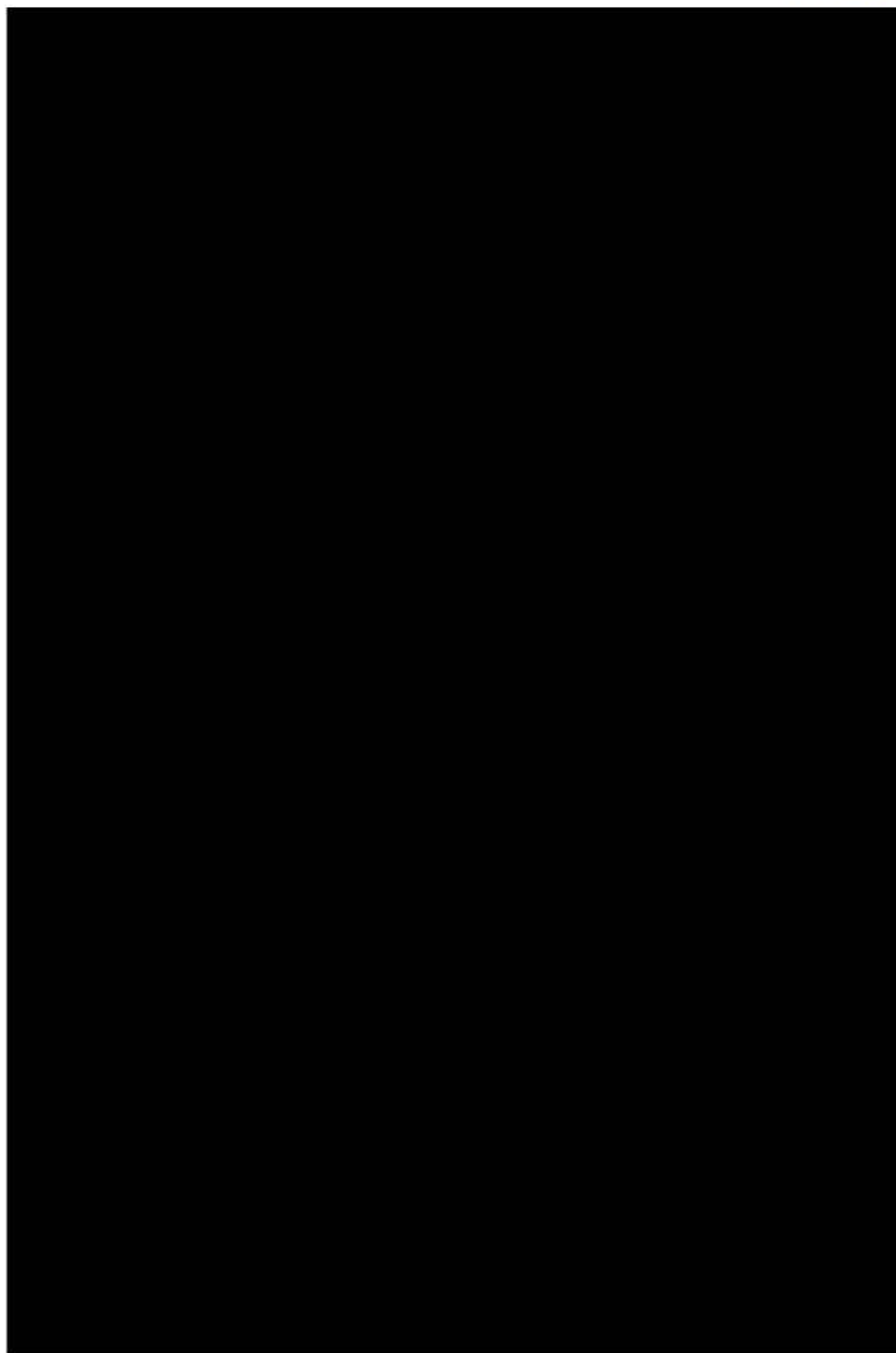
係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など

ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「相模原公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表ののタイムライン（防災行動計画）

に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

本公園は、相模原市の広域避難場所に指定されており、相模原市や周辺施設の管理者との連携のもと、広域避難場所としての機能を発揮できるよう取り組みます。また、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等として活用された事例もあり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。



■タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間 後まで（管理事務 所体制確立）	・急を要する連絡調整に当たっては、 [] 確実性を向上	[] 迅速な各公 園の状況把握が可能
初動時 発災から3時間 後まで（園内パ トロール、避難 誘導）	・人命優先・被害拡大防止を第一に、 [] 迅速な園内の状況把握 ・感染症対策を講じた滞留者の受入れ（⇒詳細は計画書9(2)ア(カ)を参照）	
緊急時 発災から3日間 （応急対策業務）	・トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 ・日頃の相模原市危機管理課や[]との連携を活かし滞留者支援	
復旧・復興時 発災から4日以降	・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、相模原市等と連携した柔軟な対応 ・復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底	

（3）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等にに応じた災害対応の考え方 （地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）

ア 災害に備えた事前対策

（ア）基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

■災害情報の受発信 地震警報機能付きラジオやテレビに加え、新たに防災行政無線同報系戸別受信機、スマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への相模原市災害情報配信メールやSNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

■災害対策マップの活用と更新 災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

（イ）震災時利活用施設等の維持管理

■想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
管理事務所（研修室横トイレ、発動発電機）、グリーンハウス	情報センター、救護措置、一時避難、応援活動・復旧・復興活動の支援	・建築物点検、太陽光発電、蓄電池の点検
芝生広場、イベント広場	広域避難、応援活動・復旧・復興活動の支援	・緊急車両の進入路の支障物の撤去、周辺園路の維持管理
中央駐車場、西駐車場	物資置き場、応援活動拠点	・舗装の維持管理、危険物の撤去
園内トイレ	トイレ	・日常清掃等
噴水池、グリーンハウス池井戸、高満田池	防火、生活用水	・ポンプ点検
園内放送、照明	情報伝達、夜間避難誘導	・点検

■施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・原則月1回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

■備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な部品の交換や更新を実施

- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、管理詰め所、倉庫に掲示し職員間で共有
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるよう配備

(ウ) 防災訓練・職員教育

- 防災訓練** 大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施
- シェイクアウトプラスワン**：「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」への事前登録を行い、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。
 - ・公園とグループ代表本部相互の衛星電話等の通信確認や操作方法、緊急連絡網の再確認
 - ・公園での避難経路の確認

災害

時に適切に対応できるよう訓練

■職員の意識向上の取組

- ・ や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進
- ・ 緊急時には震災対応に専念できるよう、
- 職員への意識付けを行います。

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

本公園は、全体的に見ると起伏が少なく平坦であり、災害発生時は広大な芝生広場等が、広域避難場所として利活用されることが想定されています。しかしながら、一部河岸段丘地形も有し、急な斜面の樹林地や切通しの園路等が存在します。特に公園の西側でそれが顕著であり、一般道法面が崩壊するなどの甚大な被害が発生した場合、その方面からの公園へのアクセスが困難になる可能性があります。

公園内の建物は、管理事務所、研修棟、グリーンハウス等があり負傷者等の収容、対応が可能です。しかしながらグリーンハウスは天井や壁面がガラス張りとなっているため、災害時は利用が困難となることも予想されます。

また周辺市立公園や体育館、大学等の公共施設が集まるエリアで、災害発生時はそれぞれの特性を補完し合う様々な対応が可能となります。

(イ) 対応

■**危険個所についての迅速な立ち入り制限等の対応**：月 1 回の震災時のパトロールコース点検時には、公園のハザードマップをもとに、重点的な点検箇所を中心にパトロールするなど、優先順位をつけた迅速な対応ができるよう日頃から訓練し、備えを万全にします。また、緊急参集訓練の際も、公園周辺も含め、自宅から公園までの道程における危険個所を把握し、迂回路等も確認して、迅速・安全に参集できるように備えます。

■**避難者の受け入れ**：芝生広場や駐車場等について、大規模災害時に多くの避難者を受け入れることを想定し、日頃から適切な維持管理に努めます。また、屋内における避難者受け入れは、管理事務所及び研修棟を優先します。

■**近隣施設との連携**：隣接する公共施設と連携し、対応を実施できるよう、日頃から情報交換や合同訓練等を行います。

(ウ) 地域との連携

■相模原市や近隣施設等との連携

公園及び地域の防災力の強化を図るため、日頃から利用者や近隣施設と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

- ・広域避難場所である相模原公園から周辺小中学校等の避難所への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に相模原市及び近隣施設と調整
- ・定期的に震災時対応について、相模原市・地域の自主防災組織・地元消防と防災訓練などを通じて意見交換し、社会状況の変化に応じたマニュアル等の見直し
- ・緊急車両の侵入ルートは駐車場からとなることや夜間は有人警備員によるゲートの開場となることなど、施設の解錠や車両誘導等について消防等と情報共有し、初動対応の協力体制を確立

■共同での訓練、体験イベント

消防署と連携した救急救命訓練の実施	相模原南消防署の協力により、全職員を対象に年2回 AED を使用した心肺蘇生法の訓練を実施
自治体や NPO 法人、近隣公共施設等と連携した防災訓練の実施	近隣公共施設等との合同により、大震災発生等を想定した地域合同防災訓練を実施。自治体や[]にも協力を要請、公園利用者や地域住民にも参加を促す。[]での防災・防犯のための講習会実施
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加
市町村防災教育への参加	市が企画する訓練に参加し、地域防災に関する知識を養う
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加
災害時を想定した犬のしつけ教室	災害時、大同伴で避難する人がおり、他の人とあつれきが生じるケースが増加。災害時に備え、十分なしつけをしておくための教室を開催

ペット避難への対応：近年の大規模災害ではペットとともに避難をする方も増加しています。NPO 法人ジャパン・コンパニオン・ドッグ・クラブと連携し、災害時にも役立つ「犬のしつけ相談会」を開催しペット同伴の避難に対する啓発を行います。

実績 近隣施設との合同救命講習会

[]救命講習会を実施しています。また、[]災害資材や備蓄品等の情報共有化、災害時の具体連携の確認を行っています。

■利用者・近隣住民への働きかけ

具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を行います。

(エ) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品（食料、水）	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所（防災拠点）に避難するまでの水と食料を備蓄
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備
[]	[]
衛星電話、トランシーバー	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡取れるよう、衛星電話等の通信機器を[]設置
燃料等	日常の作業における発生材を活用し、薪や木炭等の燃料を備蓄
上履き、ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、上履きやヘルメットを用意

（オ）災害発生時の協力等について

県津久井治水センターや相模原市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

■災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力します。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に実施します。

■避難所（帰宅困難者滞留）となった場合のコロナウイルス感染症対策

計画書9（2）ア（カ）に記載

イ 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）について

グループ代表では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書（BCP）を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、協会本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

■災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、

体制を確実なものとしています。

【計画書 10】令和7年度事業内容

1. 異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

- ・人命を最優先に行動することを対応方針とし、グループ代表が作成したに基づき迅速かつ適切に対応します

（ア・イ）台風の接近、大雨洪水及びゲリラ豪雨や雷等への対応

- ・気象庁「高解像度降水ナウキャスト」、相模原市メールマガジンを活用し、リアルタイムな情報収集を行います
- ・台風など事前に想定できる気象災害は、記載のタイムラインに沿って対応します
- ・災害発生時または事後は、本公園のと連携し、迅速な復旧作業に努めます
- ・ゲリラ豪雨や雷注意報等が発表されたときは、園内放送等により利用者への注意喚起を行います
- ・その他、記載の内容で取組みます

（ウ）熱中症警戒アラートへの対応

- ・熱中症警戒アラートの情報をHPや自治体メールマガジン等で確認し、園内放送等により利用者への注意喚起を行うほか、記載の内容で取組みます

2. 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

(ア) 相模原市南区で震度 4 発生時

- ・勤務時間内は、地震発生後 30 分以内にパトロール班を編成し、勤務時間外は、翌朝 8:30 までに被害状況を確認し県津久井治水センター及びグループ代表本部に報告するとともに、初動体制については、記載の内容で取組みます

(イ) 相模原市南区で震度 5 弱以上もしくは震度 5 強以上、大規模災害発生時

- ・勤務時間内は、[] 組織的に対応します
- ・勤務時間外に発生した場合は、園長は本公園に、[] 初動対応、第一次応急体制を構築し対応します
- ・県内震度 6 弱以上の場合は第 2 次体制として配備人数を増やすとともに、[] 対応します
- ・その他、記載の内容で取組みます

(ウ) 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

- ・県が示す「相模原公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表の [] のタイムライン（防災行動計画）に沿って対応します
- ・「タイムラインに合わせた対応の重点」に記載のとおり取組みます

3. 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、部再訓練、災害発生時の協力等）

(ア) 災害に備えた事前対策

- ・相模原市提供の防災メールマガジンで情報収集をするほか、災害対策マップの作成・更新を行います
- ・震災時に利活用が想定される施設の維持管理とともに施設の日常点検、備品類の日常点検を実施します
- ・大規模災害発生時に迅速かつ冷静に対応できるよう、「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」への参加や緊急参集訓練を実施します
- ・その他、記載の内容で実施します

(イ) 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

- ・災害発生時に懸念される公園の課題に対応した月 1 回の震災時パトロールコースの点検や、避難者受け入れ場所の優先順位確認、近隣施設等の情報交換を引き続き実施するほか、合同訓練の開催について調整します
- ・ペット避難への対応として、NPO 法人ジャパン・コンパニオン・ドッグ・クラブと連携した「犬のしつけ相談会」の開催に向け調整します
- ・災害対応物品の備蓄のほか、公園の災害時対応についてパネルや使用備品類の展示等により情報を周知します
- ・その他、記載の内容で実施します

(ウ) 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）

- ・緊急参集訓練の実施による災害時の事業継続に必要な人的バックアップの構築など、記載の内容に取組みます

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

本公園では、これまで、近隣の公共施設や大学、地域の団体や人材、関係機関との連携・協力の体制を構築してきました。今後はさらに、県民や地域が主体的に公園の魅力向上・活性化に携われる仕組みづくりを行い、公園が緑の人材育成、地域雇用の創出、市民活動、地域活性化の拠点となることを目指します。

ア「心の花」を咲かせる地域と協力した公園づくり

花とみどりを通じて、あらゆる人が喜び、笑顔になれるよう、県民自らが主体的にイベントの企画・運営等に携われる仕組みづくりなど、公園づくりへの参加機会の拡大、ボランティア活動の支援等に取り組みます。

■フレンズ制度による協働の公園づくり

イベントや花壇づくりなど、自ら主体的に公園の管理運営に携わりたいとの思いを持つ人（「フレンズ」）を積極的に受け入れ、地域人材を活用した公園の魅力向上を図ります。「フレンズ提案実施要綱(仮称)」を整備し、公園ボランティア活動要綱と両輪で制度を運用し、地域人材との協働による公園づくりを推進します。

■地域団体等と連携したイベントの開催

近隣施設や多様なノウハウをもった団体等と連携することで、本公園の魅力を最大限発揮するだけでなく、地域の活性化にも貢献します。

主なイベントと連携先

- ・春/秋のフラワーフェスティバル等：[REDACTED]
- ・ノルディックウォーク：[REDACTED]
- ・犬のしつけ相談会：[REDACTED]
- ・真夏の夜のファンタジア等での演奏：地元音楽愛好家
- ・相模のグルメ食散歩フェスタ [REDACTED]



スプリングフラワーフェスティバル

■関係機関と連携した広報の充実

相模原市麻溝地区近隣施設協議会、相模原市観光協会、交通事業者と連携することで、広域的な広報を行います。また、本公園は遠方、車の来園が多いため、観光協会や道路事業者等と連携し、広域誘客を図ります。

主な広報と連携先

- ・共同広報誌（公園だより）の発行：[REDACTED]
- ・グリーンハウス内での相互PR(アンテナショップの設置等)：[REDACTED]
- ・[REDACTED]

■医療関係団体等との連携

医療・健康に関する主な連携内容と連携先

- ・リハビリのための作業や園芸療法：[REDACTED]
- ・老人福祉施設の健康づくりのための園内利用の推進：[REDACTED]
- ・公園祭り等での血圧測定、健康相談、運動体験等：[REDACTED]

イ 緑の人材育成

都市緑化の普及啓発に向け、[REDACTED]と連携し、日本庭園や見本庭園等での改修や手入れ作業等を若手造園技術者の技能向上のための研修として開催します。

また、みどりを通じた都市の環境改善に取り組む [REDACTED]と連携し、「みどりのまちづくり推進講座」を開催し、都市緑化を担う人材育成に取り組みます。

■ ボランティア団体等との連携（例）

協働のテーマ	連携先	内 容
花壇等の管理	相模原ハーブの会	ハーブガーデンの維持管理
	花いっぱい運動	利用者によびかけ、職員とともに花壇やプランターに花の植付け
展示、教室	日本盆栽協会相模原支部、神奈川県中央月会、相模の大風保存会、相模原山草会、相模原華道協会	各種展示会への展示協力、体験教室
イベント協力	相模原市少年鼓笛バンド、相模原造園協同組合	イベント時の協力(楽器演奏、会場設営作業等)
自然観察、自然とのふれあい	相模原緑の風(自然観察指導員相模原連絡会)	自然観察会の実施
		公園内の蝶の生態調査等
犬とともに楽しむ		体験会の実施、ツリークライミングのリーダー養成講座開催
		ドッグランの管理運営
維持管理への協力		家庭救助犬による訓練を兼ねたパフォーマンス、愛犬思想の啓発、犬のしつけ相談会
	個人ボランティア	お気づきボランティア いきものボランティア等
		緑の相談所へのの派遣や、の研修を兼ねた園内樹木の健康診断
	土友会、公緑会、	清掃活動、イベントサポート

(3) 周辺施設(他の公園、施設等)との交流・連携の内容

ア 周辺施設との交流・連携

■ との連携

では、月1回の連絡会議のほか、各施設のイベントを記載した「公園だより」の発行などの広報、施設を回るスタンプラリー等の利用促進、防災時における連携等、多岐にわたる取組について、連携を図っています。

- ・各施設のイベント情報を掲載した「公園だより」を毎月発行し、相模原市内の公的施設やに置き、広報・PRを実施
- ・大規模イベント時にあわせ「近隣施設スタンプラリー」を年5回実施
- ・合同での防災や防犯に関する講習会の開催

イ 他の公園との連携

■ 県内公園へのハナショウブ苗の提供

管理上の必要から株分けしたハナショウブ株をへ提供

■ 施設との広報連携

- ・ 相互のパンフレット配架

■「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

グループ代表が、公益事業として実施しており、グループ代表が管理している公園のみならず、事前の調整のうえ、他の指定管理者が管理している公園も撮影対象に含め、コンテストを実施しています。

毎年約 600 点の作品応募があり、作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を、本公園を始め他公園や病院等で開催しています。

(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、地域精通度が高く、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや[]等の地元非営利団体にも継続的に業務委託することにより地域経済への貢献や地域との連携強化を図ります。また、障害者就労施設への積極的な委託により、障害者の自立支援に引き続き取り組みます。

主な連携内容と連携先

- ・園内で使用する花苗は地元花苗生産農家へ計画的な生産を委託：[]
- ・植物管理、清掃管理等の委託：[]
- ・本公園のマテバシイの実を原材料の一部とする「相模どんぐり煎餅」販売：[]

【計画書 11】令和 7 年度事業内容

1. 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組

- ・県民や地域が主体的に公園の魅力向上や活性化に携われる仕組みづくりにより、公園が緑の人材育成、地域雇用の創出、市民活動、地域活性化の拠点となることを目指します

(ア) 「心の花」を咲かせる地域と協力した公園づくり

- ・「co-en フレンズ（フレンズ制度）」により地域人材との協働による公園づくりを推進するほか、「相模のグルメ食散歩フェスタ」の開催に向け調整します
- ・相模原市が推進する「まちのコイン‘すもー’」をイベントのほか広報媒体として活用します
- ・相模原市まち・みどり公社が主催する「さがみはらオープンガーデン」に参加し、地域活性の一助とします
- ・[]花植えなどに引き続き取り組みます
- ・大型イベントを開催するときには、[]参画できるよう働きかけます

(イ) 緑の人材育成

- ・[]との連携による人材育成を推進します。そのほか、緑の人材育成につながる取組に積極的な支援を行います

(ウ) 企業の CSR 活動及び学校との連携

- ・ホームページなどによる地域企業の社会貢献活動の場としての活用の呼びかけを行い、活動をサポートするほか、花壇等の管理発生材を地域緑化に再利用していただく仕組みづくりに取り組みます
- ・学校教育機関との連携や部活動の発表の機会提供など校外活動へ積極的に協力します
- ・引き続き[]との事業連携について調整します
- ・[]

・

と連携し、公園利用者満足度及びニーズ調査を行い、得られた結果は管理運営の改善や新たな取り組みに繋がります

2. ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

- ・ に基づき支援や活動の促進に努めます。また R6 年 7 月から新たなドッグラン運営者となった Crossed Paws については、運営が軌道に乗るようサポートします。そのほか記載の内容で実施します

3. 周辺施設（他の公園、施設等との交流・連携内容）

（ア）周辺施設との交流・連携

- ・ と連携した「公園だより」の発行のほか、連携事業開催等に引き続き取組めます

（イ）他の公園との連携

- ・ 「花と緑のフォトコンテスト」の開催のほか、記載のとおり取組めます

4. 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

- ・ シルバー人材センターの活用や障がい者の自立支援のほか、記載のとおり取組めます

計画書 12「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGsや「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

現地公園（公園管理事務所）の業務分担	グループ代表本部の業務分担
・県津久井治水センターとの連絡調整（年度協定、定期業務報告、モニタリング受検、許認可申請等） ・維持管理、安全管理 ・緊急時、災害時等の現地対応 ・利用案内、苦情・要望等対応 ・利用促進事業や地域連携事業の企画・実施 ・地域メディア等への広報、HP、SNS等での情報発信 ・利用料金收受、駐車場運営 ・自主事業の運営 ・地元自治体、地域団体（商工、観光、福祉等）、関係団体との連携	・都市公園法、都市公園条例、指定管理者制度等に係る県（本庁）との対応窓口、基本協定等 ・事業運営方針策定、諸規程整備 ・コンプライアンス、労働環境改善、事故不祥事防止、個人情報保護、情報公開、ハラスメント防止対策 ・職員採用、人材育成、研修の企画・実施 ・予算策定、予算執行、決算、監査 ・BCP、緊急時対応、緊急参集訓練の企画・実施 ・広域的な広報、ガーデンツーリズム企画・調整 ・事業企画（公益・収益）、他企業・団体との連携促進、交通・観光事業者との包括的な連携 ・情報セキュリティ対策

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）

■ 現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、県立都市公園の園長経験者を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。

■ 主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおり [] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

ウ 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「花とみどりの豊かなパークライフ」の実現に取り組むため、現地に [] を配置します。また、必要に応じ、 [] を行います。

エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

■連絡体制

本公園において、県、県津久井治水センター、グループ代表本部、サカタのタネグループ本社等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24時間365日対応可能な連絡体制を整備しています。

■情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web会議等を活用します。特に県津久井治水センターや警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

取組状況

(県、県津久井治水センター)

- ・ 確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務めている
- ・ 月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる
- ・ 制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整

(警察署、消防署)

- ・ 通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施
- ・ 防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている

(地域団体等：自治会、ボランティア、学校、企業等)

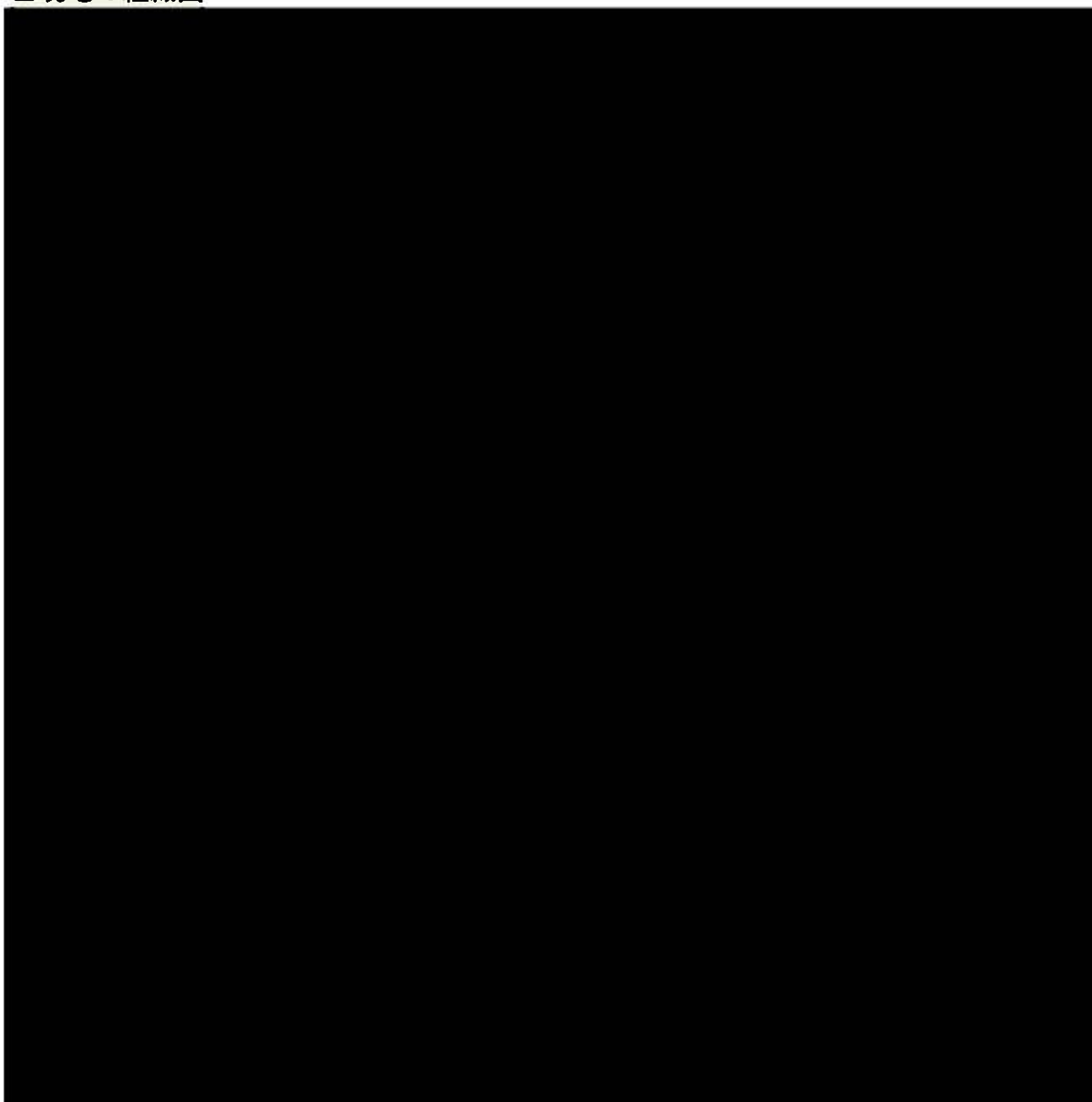
- ・ イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている
- ・ 広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

(指定管理者内での取組)

- ・ 現地と本部の確実な連絡体制による情報共有（事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知）
- ・ 原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・ 現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達やサーバーの「伝言メモ」を活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画

■ 現地の組織図



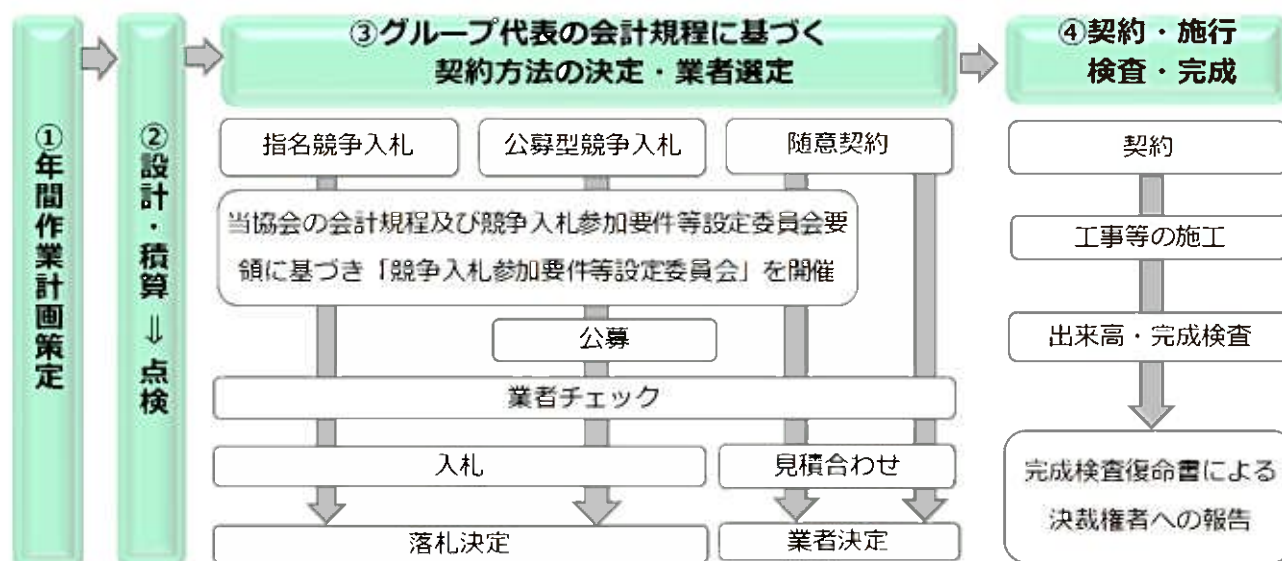
(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

ア 委託業務の管理の考え方

グループ代表では、委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、グループ代表文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理	・枝下し、枯損木処理	・周知看板等利用者への安全確保	・巡視、作業日報等
・施設管理	・設備、遊具の点検等	・適切な手法、点検漏れ防止	・業務報告書、現地確認
・清掃管理	・廃棄物処理、搬出	・マニフェストによる確実な処理	・作業日報、書類確認

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、計画書2及び様式第3号に記載しています。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

グループ代表では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

■職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進力の向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理力

■人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	・豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 ・グループ構成企業の先進的な管理ノウハウにより植物管理を共同で行い知識・技術の向上 ・新規採用者への適切な職場指導 ・毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	(主にグループ代表職員による研修) ・接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 (主に外部講師等による研修) ・ ・
SD (自己啓発)	・ ・ ・社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 ・異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等



■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

グループ代表では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・現地責任者は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県津久井治水センター・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
- ・公園管理主任等の現地スタッフは、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
- ・パートタイム職員は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用

※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を行っています。

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

■時間外労働の上限規制（45 時間／月、360 時間／年）の徹底

- ・適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- ・週 1 回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・3 6 協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表

■年次有給休暇の確実な取得

- ・年間最低 5 日間の年次有給休暇取得の義務化（10 日以上付与職員対象）
- ・本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- ・一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

■労働時間の状況把握

- ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまで職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和 2 年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD 等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
- ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
- ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保

※心理的安全性 職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進

■取組体制等

- ・県の「CHO 構想推進事業所登録」事業への参加
- ・「マイME-BYO カルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

■職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助等）
- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底

夏季のスポーツドリンクの配布



■メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施（年 1 回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

（オ）男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

（カ）高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

（キ）労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）

（ク）労働条件審査

- ・令和2年度に公共サービスの質の向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審（審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価））
- ・法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・終業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済

【計画書 12】令和7年度事業内容

1. 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

（ア）人員配置の考え方

- ・記載の内容で実施します

（イ）現地職員の配置計画

- ・記載の内容で実施します

（ウ）特に都市公園管理の専門知識や経験を有している者の配置状況

- ・記載の内容で配置します

（エ）県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

- ・記載の内容で実施します

2. 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

（ア～ウ）委託業務の管理の考え方、指導監督の内容、本公園で重視する視点

- ・委託業務の管理の考え方、指導監督の内容、本公園で重視する視点など、記載の内容で実施します

3. 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

(ア～ウ) 人材育成の考え方、職員の採用、働きやすい労働環境の確保

・人材育成の考え方や職員の採用、働きやすい労働環境の確保など、記載のとおり取組めます

計画書 13 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)

ア 基本的な考え方

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類(組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等)の規程及び労働環境確保のための方針等を整備しています。(指定管理業務においては、グループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守)

ウ 施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

■法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

■施設設備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

点検項目	関係法令
受水槽点検	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
受変電設備点検 発電設備点検	電気事業法
空調設備点検	フロンガス排出抑制法

点検項目	関係法令
建築物点検 昇降機保守点検	建築基準法
消防設備点検 地下貯蔵タンク検査・点検	消防法
浄化槽点検	浄化槽法

■労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

エ 指定管理業務を行う上での具体的な取組

■労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）

- ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

■反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）

- ・グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
- ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除

■守秘義務

- ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
- ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

■文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

- ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
- ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
- ・各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

■管理口座・区分経理

- ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

■保険の付保

- ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円（適用回数は無制限））及びイベント保険等に参加

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的取組 4つの環境目標

低炭素社会への貢献 再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用、太陽光発電の活用 環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、EVの活用、アイドリングストップ呼びかけ	生物多様性保全 生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮） 希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持 外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動
循環型社会への貢献 ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進	普及啓発の促進 環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ 市民団体との連携：活動の場提供と活動支援 職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA

イ 環境目標達成におけるポイント

■グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。

具体的な購入品：トイレトペーパー・コピー用紙・文具等

■再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション 21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



環境推進委員 公園ごとに選任、公園の特性を踏まえた年度目標の設定と取組の自己評価
本部環境推進委員 法人としての評価を行い、次年度目標への助言、具体取組への展開

※エコアクション 21 とは、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム (EMS)。組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。

エ 本公園での具体的な取組

■環境負荷軽減の取組

植物発生材のリサイクル：間伐材等の発生材はチップ化し園路整備等に活用

：公園管理事務所に既設置の設備の点検活用

バイオトイレの適正管理等：せせらぎの園のバイオトイレの適正管理

■自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

外来種防除：

園内動植物の調査、希少動植物の保護：「樹林地管理基本計画」に基づく山野草等の調査と保護、地域団体等と連携した生物モニタリング

観察会の実施：公園スタッフによる定期的な自然観察会、と連携した自然観察会

丹沢のビジターセンター、大学との連携：等と連携した丹沢大

山関係展示、等と連携した公園を活用した環境教育の実施

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

(イ) 未達成の場合の今後の対応

・サカタのタネ 障害者就職面接会に参加する等、積極的な雇用の確保に努める。

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

☐ 有（計画作成命令を受けた後の対応について：）

☒ 無

イ 障害者雇用促進の考え方と実績

■障がい者への就労機会提供の取組

グループ代表は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・指定管理業務における植物管理の一部を [] に委託
- ・障がい者雇用に繋げるため [] を受け入れ
- ・障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- ・グループ代表は、障害者雇用率3%以上等の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。また、グループ代表は長年 [] に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

(近年の発注状況)

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
令和元年度	8,500,000 円	8,783,936 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和2年度	9,000,000 円	8,222,302 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和3年度	8,500,000 円	9,311,033 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和4年度	9,500,000 円	9,411,813 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和5年度	9,500,000 円	10,206,006 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

グループ代表の指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 10,000 千円/年

本公園においても、清掃業務の委託、園内に植栽する花苗やイベント時の販売品の仕入などにおいて、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組めます。

次期指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 2,600,000 円（令和元年度実績 2,350,000 円に対し 10%増）

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修



研修を実施します。

ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
・公園管理事務所、グリーンハウスの車いすの貸出 ・車いす利用者の段差通行のための携帯スロープの配備、設置 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 ・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成 ・起伏のある公園での送迎等のサービスや車両の乗り入れ対応	・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムの設置 ・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・パンフレット等の点字化や読み上げ可能な電子データによる提供 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・[]による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ・ホームページ等への「ほじょ大マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進） ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり（ユニバーサルカヌー体験、ユニバーサルデー、ボッチャ体験等）、本公園においても「地域福祉ふれあいフェスタ」等を開催します。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

■ 普及体制

グループ代表本部に、[]

職員の指導を行います。

■ 職員への教育、研修

■ 利用環境の向上

- ・ [] 職員による窓口案内
- ・ コミュニケーションツール（コミュニケーションボード、タブレット端末）の設置（再掲）
- ・ 電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意
- ・ 必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

(6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

(ア) 考え方

グループ代表では、CSRを「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指すSDGsの理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行



っています。

サカタのタネグループは、CSRを「社業」や「社会貢献活動」を含め、企業が広く社会で果たすべき責任であると捉え、「種苗を通じた社会貢献」に取り組むとともに、種苗産業は自然環境や地域文化と強く結びついていることから、地域や自然環境への貢献、植物を愛する心を育む次世代への啓発活動等に積極的に取り組んでいます。

私たちグループはCSRについて以下のような考え方により実施しており、引き続き、本公園の管理運営においてもグループが一体となった社会貢献活動等、CSRに取り組めます。

(イ) 取組実績

■グループ代表

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
・地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・公園緑地に関する大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・企業のCSR活動の支援 ・フォトコンテスト等による県立公園全体のPR、自然環境の保全等の普及啓発 ・グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催	・自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ・県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・[]で「親子で学ぶSDGs入門」出張講座を開催 ・学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ・[]参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進 []

■サカタのタネグループ

社業を通じてのCSR	社会貢献活動等
・育種での貢献 ・環境浄化植物での環境への貢献（サンパチェンス開発等） ・緑化事業での貢献（屋上緑化、壁面緑化技術開発）	・地域社会への貢献 [] ・次世代への貢献（学校での事業、食育・花育） ・社会貢献団体への協力（骨髄バンク、ピンクリボン運動への寄付） ・地域緑化への貢献（本社公開空地） ・災害復興支援（希望のタネを撒こう）



「公民連携のあり方」講演会の開催（グループ代表）



県庁へのハンギングバスケットの展示（グループ代表）



次世代への貢献（学校での授業）
（サカタのタネグループ）

イ SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

グループ代表では2017年12月のエコプロ2017への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

※1東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



グループ代表のSDGs推進モデル「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む



※2：グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産（積立金46,350千円）は事業展開に、SDGs推進資産取得積立資産（13,300千円）は機器類の購入に充当

 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	地域での普及活動実績 「親子で学ぶSDGs入門」 からの依頼による親子向けSDGs学習講座。グループ代表がコーディネーター役となり、公園で活動する市民団体によるプログラムの体験、一人一人が取り組める「SDGs」を紹介 2020年9月開催 
 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	災害時の公園のポテンシャルの向上：大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減 再生可能エネルギーの積極的な活用：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用
 誰もが安全安心に楽しめる公園管理：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組	

 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
生物多様性に配慮した維持管理：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全 環境教育の推進：観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化

■本公園での具体的な取組

すべての人が安全安心にすごせる公園管理：障がい者団体への維持管理作業委託やイベントでの物販等出店連携、ボランティア団体と連携した公園の防犯や危険箇所情報提供の取り組み、高齢者施設の園内車両乗り入れサポート、子供と共に行う花壇づくり等	
防災拠点としての公園管理：と連携した防災体制の構築、災害用備蓄用品の保管管理、及び機器類の点検等	   
生物多様性の保全：樹林の下草刈り、間伐等による生物多様性のための管理、外来種の除去活動、市民団体と連携した自然観察会やツリークラミング等の自然体験会の実施等	   
県民の健康増進のための取組：園芸療法を取り入れた維持管理、ノルディックウォーキング等園内の特性を活かした健康プログラムの提供	   
地球環境に配慮した公園管理の実践：植物発生材の堆肥リサイクル、バイオトイレ、屋上緑化の適正管理等	   
学びの場としての公園：公園ナビステーション等を活用した緑の普及啓発に関する講座の開催、アーカイブスの促進による学びの場の提供	   
地域との協働による公園管理：フレンズ制度による市民参加の促進、子供や福祉団体等と連携した花壇づくり、周辺機関と連携した防災力の充実等	   

【計画書 13】令和7年度事業内容

1. 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

（ア～エ）基本的な考え方、諸規程の整備状況、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

- ・グループ代表本部主導により記載の内容で実施します

2. 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

（ア～ウ）環境負荷軽減の具体的取組、環境目標達成におけるポイント、環境マネジメントシステムによる実効性の担保

- ・グループ代表本部と連携しながら、記載の内容で実施します

（エ）本公園での具体的な取組

- ・新たに花壇等の管理発生材を地域緑化に再利用していただく仕組みづくりに取り組めます
- ・[] 連携した環境教育プログラムについて調整するほか、記載の内容で取り組みます

3. 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

（ア～イ）法定雇用率の達成状況、障害者雇用促進の考え方と実績

- ・各社本部と連携しながら取り組みます

4. 障害者差別解消法に基づく法理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組

（ア～ウ）取組の考え方、職員に対する研修、合理的配慮の影響の具体的な取組

- ・県の「色づかいガイドライン」に則った園内掲示物等について、順次更新します
- ・その他、記載の内容で実施します

（エ～オ）イベント等の参加促進、公園利用者等への普及啓発

- ・「地域福祉ふれあいフェスタ（さがみのグルメ食散歩フェスタ同時開催）」の開催に向け、関係団体との調整を行います。あわせて、同イベントにおいて障害のある方への適切な配慮について普及啓発に努めます
- ・イベントを開催するときには、[] が参画できるよう働きかけます

5. 神奈川県手話言語条例への対応

- ・朝礼で手話の反復練習「手話&挨拶唱和」に取り組みます
- ・「みどりの体験」「みどりの講習」を中心に、手話通訳者の配置について調整します
- ・その他、グループ代表本部と連携しながら、記載の内容で取り組みます

6. 社会貢献活動、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

（ア～イ）社会貢献活動・CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標への取組

- ・各社本部との連携により取組むとともに、「すべての人が安全安心に過ごせる公園管理」「防災拠点としての公園管理」「生物多様性の保全」「県民の健康増進のための取組」「地球環境に配慮した公園管理の実現」「学びの場としての公園」「地域との協

働による公園管理」について記載の内容で取組みます

計画書 14「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去 3 年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去 3 年間に重大な事故または不祥事の有無

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・グループ代表の [] に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、グループ代表の [] に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

1. 法令・規範の遵守
 - ・個人情報の保護に関する法律、協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
2. 個人情報の適正な管理及び研修
 - ・職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。
 - ・すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得
 - ・個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
4. 個人情報の安全管理
 - ・取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要な範囲で必要かつ適正な措置を講ずる。
5. 個人情報の第三者への提供
 - ・取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。
6. 個人データの開示及び消去等
 - ・保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。
7. 相談窓口の設置

■個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事

者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

グループ代表における個人情報保護に関する組織体制

- 理事長— 事務局長（個人情報管理者：個人情報の規定の整備、研修の実施、個人データの取扱状況の点検・監査）
 - 個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）
 - 個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

※個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

■個人情報保護のための諸規程の整備

グループ代表では、個人情報の

保護に関する法律及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程

- ・ 個人情報保護方針
- ・ 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
- ・ 協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱
- ・ ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

■厳格な取扱いの徹底

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- ・ 個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・ 不用となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・ イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・ 特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

■個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。ま

た、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

■電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・不要になったパソコン、サーバー等を廃棄処理する場合は、「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- ・第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

■ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取り組みを進めています。

- ・グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取り扱い
- ・本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・投稿者（本グループ以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

■情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。

【計画書 14】令和7年度事業内容

1. 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

（ア）募集開始の日から換算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無

- ・無し

（イ）事故等があった場合の再発防止策構築状況

- ・グループ代表本部と連携しながら記載の内容で対応し、再発防止の徹底を図ります

2. 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

（ア～エ）個人情報保護のための方針・体制、職員に対する教育・研修体制、個人情報の取扱いの状況

- ・グループ代表本部と連携し、記載の内容で実施します